

札幌市の自治体史編纂事業と公文書館の誕生

梅藤 夕美子

はじめに

戦後の日本では多くの自治体史が編纂された。白井哲哉は「各地の市町村役場に堆く積み、文書庫に山をなしていた行政文書に歴史的価値の光を当て、その保存に道を開いたのは自治体史編纂事業の功績である」¹と、評価している。松本市文書館のように、自治体史編纂事業から自治体アーカイブズが設置された事例もある²。しかしながら、自治体史編纂事業だけでは必ずしも自治体アーカイブズの設置へと繋がらないのではないだろうか。自治体史編纂後の歴史資料の受け皿となったのは、博物館・図書館・公民館・文化財担当部署や行政資料室・文書館など地域によって実に様々であった³。高田知和は、これまで自治体史がどれくらい刊行されてきたかは正確にはわからないとしつつも、「平成の大合併」直前に存在した自治体のなかで編纂経験がまったくなかったところはほとんどない」と推測している⁴。日本には現在 1,771 の地方自治体があるが⁵、国立公文書館がウェブ上で公開している全国公文書館等の一覧にあるのは僅か 89 施設である⁶。もし、自治体史編纂事業のみが自治体アーカイブズ成立の要因となるのであれば、今より更に多くの自治体でアーカイブズが設立されていてもいいのではないだろうか。そこで、個々の自治体の事例を日本のアーカイブズ史の中に位置付け、自治体アーカイブズの成立史の流れを概観してその意義を考察しているような先行研究を調べたが、管見の限り見つからなかった。

一方、大学アーカイブズの成立については、国立大学を分析対象とした加藤諭『大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学—』（吉川弘文館、2019 年）が上梓されている。加藤は「従来、大学アーカイブズの設立には、大学史編纂事業が大きく関わっていたとされてきた」が、「国立大学アーカイブズの設置要因は、大学史編纂後の史料保存の機運だけでは十分でなく、当該期学内における本部事務局が文書管理体制構築の必要性を強く認識しているかどうか、が深く関わっていた。大学史編纂に関わった教官等による収集史料散逸防止の議論と、事務方の文書管理規程整備の思惑が重なった局面において、画期となる大学アーカイブズが設立されていったのである。」⁷と考察している。私は、国立大学アーカイブズの設置要因についての加藤の指摘は、自治体アーカイブズの設置要因にも当てはまるのではないかと考えている。

札幌市公文書館は、平成 25（2013）年 7 月 1 日に開館し、本年（令和 5（2023）年）、10 周年を迎えた。開館前年の平成 24（2012）年に公布された札幌市公文書管理条例（以下「管理

¹ 白井哲哉「文書館の利用と普及—利用者論の観点から」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、2003 年、351 頁。

² 小松芳郎『市史編纂から文書館へ』岩田書院ブックレット 4、岩田書店、2000 年。

³ 君塚仁彦「アーカイブズと博物館・博物館学」国文学研究資料館史料館、前掲書、250 頁。

⁴ 高田知和「自治体史の社会学—地域の歴史を書く・読む・見る—」関東社会学会『年報社会学論集』22 号、2009 年、11 頁。

⁵ 2023 年 5 月 21 日現在、日本には 1,724 の市区町村がある。「政府統計の総合窓口（e-Stat）市区町村数を調べる」（<https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities>）、2023 年 5 月 21 日閲覧。市区町村数と 47 都道府県数を加えた数を記した。

⁶ 「国立公文書館関連リンク」（https://www.archives.go.jp/links/#Sec_04）、2023 年 5 月 21 日閲覧。

⁷ 加藤諭『大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学—』について『京都大学大学文書館だより』第 38 号、2020 年、7 頁。

条例」と言う。)と札幌市公文書館の開館については、主に札幌市職員による先行研究が既に存在している⁸。一方、札幌市公文書館は自治体史編纂事業を担っていた札幌市文化資料室(以下「文化資料室」と言う。)を母体として開館したにもかかわらず、札幌市の自治体史編纂事業を経て公文書館開館に至る歴史を概観した研究は未だない。

札幌市の場合も、自治体史編纂事業後の文化資料室の行く末への対応と、文書管理を主目的とした公文書館制度の確立という、大きくわけて2つの思惑があり、この2つがあいまって、現在の札幌市公文書館が存在していると私は考えている。そこで、本稿において札幌市の自治体史編纂事業の歴史と公文書館の誕生について叙述したい。構成は自治体史編纂事業について述べた第1部と、2つの思惑に結果としての公文書館開館までの経緯について述べた第2部の二部構成とする。本稿の題目を「札幌市の自治体史編纂事業から公文書館の誕生」ではなく「札幌市の自治体史編纂事業と公文書館の誕生」とした意図は、上記の理由による。この叙述により、札幌市公文書館成立の事例を、当時の日本のアーカイブズの状況と突き合わせて、日本のアーカイブズ史に位置付けることを本稿の目的とする。

なお、札幌市公文書館の基本的な情報として、所蔵資料と公文書の評価・選別の流れについては拙稿⁹を参照していただきたい。資料からの引用文・書籍名にあたっては、旧字体を新字体へと改めた。

1. 札幌市の自治体史編纂事業の歴史

1.1 自治体史とは何か

自治体史とは、地方自治体が行政区域の歴史を編纂・刊行する修史である¹⁰。ここでは自

⁸ 秋山淳子「札幌市公文書館の開館と今後の課題—く元>公文書館専門員の立場から—」記録管理学会『レコード・マネジメント』第67号、2014年。安藤友明「札幌市公文書館の開館」国立公文書館『アーカイブズ』第51号、2013年。同「札幌市公文書館の開館について」札幌市総務局行政部公文書館『札幌市公文書館研究紀要』第6号、2014年。石川芽衣「公文書館基本構想の策定過程について」札幌市総務局文化資料室『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第2号、2011年。越後武介「札幌市公文書管理条例の制定及び施行について」札幌市総務局文化資料室、前掲誌、第5号、2013年。大濱徹也「札幌市公文書館の使命と課題—現在、問われていること—」札幌市総務局行政部公文書館、前掲誌、第6号、85～89頁。鈴江英一「わが国アーカイブズにおける公文書引継移管制度構築の進展と札幌市公文書館」札幌市総務局行政部公文書館、前掲誌、第6号、60～61、69～72頁。高井俊哉「札幌市の文書管理の取組について」国立公文書館、前掲誌、第49号、2013年。同「行政が公文書館に期待すること」札幌市総務局行政部公文書館、前掲誌、第6号、29～30頁。同「札幌市文書事務の歩み」札幌市総務局行政部公文書館『札幌市公文書館年報』第2号、平成26年度、2015年、23～28頁。竹内啓「札幌市における公文書館開設準備状況について」国立公文書館、前掲誌、第42号、2010年。また、外部研究者による論稿は、桑原英明「札幌市における公文書管理—市民本位で行政活動に寄与する公文書管理の在り方」中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『地方公共団体における公文書管理制度の形成—現状と課題』中京大学社会科学研究所、2017年などがある。

⁹ 所蔵資料については梅藤夕美子「札幌市公文書館所蔵資料の現状と地域における役割」国立公文書館、前掲誌、第87号、2023年、(<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no087/13253>)。公文書の評価・選別の流れについては同「札幌市公文書管理条例と公文書館での評価・選別」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』第32号、2022年、(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsai/32/0/32_49/_article/-char/ja/)。同論稿を加筆・修正した同「札幌市公文書館における評価・選別の流れについて」『札幌市公文書館年報』第9号、令和3年度、2022年、(<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/kankobutsu/documents/04kenkyuronkou3.pdf>)を参照。

¹⁰ 西垣晴次は「自治体史と呼ばれているものの内容は、県史・市史・町史・村史などの地方自治体により刊行されるそれぞれの自治体の領域についての歴史である。」とし、高田知和は「自治体史とは、(中略)自治体が予算を割いてその領域の歴史を編纂したものである。」と定義している。西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」朝尾直弘・網野善彦・石井進・鹿野政直・早川庄八・安丸良夫編集『岩波講座 日本通史 別巻2 地域史研究の現状と課題』岩波書店、1994年、33頁。高田、前掲論文、11頁。西垣の論文は、自治体史の前史と明治期から90年代半ばまでの自治体史編纂事業の歴史を整理し、自治体史をめぐる諸問題を考察している。高田の論文は、社会学の

自治体史編纂事業について、重要だと考えられる特徴を4点挙げておく。①自治体の予算¹¹が組まれる、②編纂時点での自治体の行政区域を対象とする¹²、③編纂時点での自治体の都合によって対象時期が設定される、④執筆者は自治体の要請により参加する¹³、ということである。これらは、他の修史事業とは異なる自治体史の特徴でもある。この4点について少し考えてみたい。

①自治体の予算が組まれるとは、つまり税金によって作成されるということである。よって議会の可決を必要とする。修史事業には長い期間と多くの費用を必要とすることから、市民が納得できるような理由がなければならない。日本の自治体史が天皇の即位や自治体の周年記念など祝賀記念事業の一環として企画されてきた¹⁴のは、これらのイベントが多額の税金支出を市民に納得させる理由となりえたからだろう。

②編纂時点での自治体の行政区域を対象とするとは、歴史的理由ではなく、行政区域という現在の基準で過去の空間を設定するということである。自治体史の内容は、行政区域を超えないように制限された記述となることが多い¹⁵。また、他市町村が合併してくることによる行政区域の拡大によって、自治体史が対象とする地域が、過去に作成された自治体史よりも拡大されることもある。このような自治体史の特徴とは異なり、通常、歴史研究では分析対象の時代にはなかった基準で地域を設定することはしない。なぜなら「自治体の区域と歴史上の地域とのずれ」¹⁶が存在するからである。

③編纂時点での自治体の都合によって対象時期が設定されることが、自治体史編纂ではしばしば行われている。自治体史は記念祝賀行事などのイベントを編纂契機とするために、時代の広がり（始点と終点）をいつからいつまでに設定するのも、その行事によって左右される。記念祝賀行事は、現在から過去を振り返るというコンセプトであるために、行事の時点を終点の「現在」と設定することが行われる傾向にある。さらに、予算等の都合で編纂に時間がかかり過ぎた時は、編纂完了時点を終点の「現在」として再設定することもある。

④執筆者は自治体の要請により参加するということは、つまり、自治体選ばれない限りは執筆することはできない。また、歴史研究者が選ばれるとは限らない。誰が執筆するのかで自治体史の内容は変わるため、自治体がどのような人物を執筆者として選んだかは、自治体史を分析する上で注目する必要がある。

歴史家もまた歴史の一部であり、歴史家が立っている地点が過去に対する歴史家の視角を決定づける。だからこそ、歴史家には、自分の生きている時代を自覚し超越しようという姿勢が求められる¹⁷。基軸を編纂時点として過去を判断する自治体史は、上記のような姿勢でいる歴史家が研究成果として発表する歴史書よりも、記念祝賀行事を実施しようとしている編

視点から自治体史と市民との関係を考察しており、論文が発表された2009年時点での自治体史に関する先行研究が整理されている。

¹¹ 高田、前掲論文、11頁。

¹² 高田、同上。西垣、前掲論文、33頁など多くの先行研究で言及されている。

¹³ 西垣、前掲論文、34頁。

¹⁴ 西垣、前掲論文、46頁。高田、前掲論文、11頁。

¹⁵ この点について、岩橋清美は「自治体史の編纂と地域史研究：自治体史編纂の到達点と課題」法政大学史学会『法政史学』第58号、2002年、55頁において「自治体を超えた資料調査や記述が制限されることも多い。」と述べているが、資料調査に関しては、少なくとも札幌市の自治体史編纂事業では積極的に自治体の枠組みを超え、他自治体の資料を収集している。そもそも、すべての自治体に資料が残されているとは限らず、近隣の他自治体の協力を得て資料を収集しないと歴史を記述できない地域もあるのではないだろうか。

¹⁶ 塚本学「提案と私見若干」地方史研究協議会『地方史研究』、第202号、1986年、56頁。

¹⁷ E. H. カー著、清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波書店、1962年、48～49、61頁。

纂時の自治体の状況に強く縛られるという性質を否応なく持つ。このような性質を持つ点で、そもそも自治体史は歴史書としては異色であろう。

「札幌」¹⁸の自治体史は、今まで『札幌区史』（明治44（1911）年刊行）1冊、『札幌市史』（昭和28～33（1953～58）年刊行）4冊、創建100年史（昭和43～45（1968～1970）年刊行）3冊、『新札幌市史』（昭和61～平成20（1986～2008）年刊行）10冊の4史が編纂された。先に挙げた4点に留意しながら、札幌市の自治体史編纂事業の約100年間の歴史をまとめた。なお、『札幌区史』と『札幌市史』の編纂については、札幌市郷土史相談員を務めた栃内和男による論稿がある¹⁹。本稿は、栃内の論稿と重複する内容はできるだけ避け、改めて札幌市公文書館に所蔵されている自治体史関連資料を調査し、執筆した。

1.2 民間による「札幌」初の修史

「札幌」の自治体史編纂事業の歴史を辿る前に、「札幌」が自治体となる以前に編纂された修史について述べる。「札幌」についての初めての修史は、明治30（1897）年に民間の札幌史学会が著した『札幌沿革史』である。札幌史学会は、北海道の地理歴史の研究を目的として明治25（1892）年に発会²⁰し、会頭を新渡戸稲造、副会頭を永田方正が務めた²¹。同会は明治29（1896）年6月に本会例会において『札幌沿革史』編集を議決して菅菊太郎・河野常吉・永田方正・新渡戸稲造・進龍男・白野夏雲・高畑宣一・高岡熊雄が編集委員となり執筆された²²。『札幌沿革史』は、新渡戸の後を継いで高岡熊雄が代表となった後、翌年2月に発行された²³。同書の構成は、地理から始まり、維新前から明治30年現況までの通史があり最後に札幌近郊村の沿革がまとめられている。また付録として「五十年後札幌未来記」がある。札幌史学会は新渡戸・永田・高岡が相次いで札幌を去ることで終会となった²⁴が、札幌が自治体として成立する直前に刊行された同書は、その後の自治体史編纂事業において参考文献とされるなど、自治体史編纂事業に影響を与えた。

1.3 『札幌区史』

明治32（1899）年、北海道区制施行に伴い自治体としての札幌区が成立した。この札幌区時代に編纂されたのが、初の自治体史『札幌区史』である。『札幌区史』（以下『区史』という。）は明治44年8月の東宮（皇太子嘉仁親王。後の大正天皇）行啓の献上品として作成された。『新札幌市史』によると、同時期は区制期後半への折り返し点であり、北海道庁の立地が札幌区に確定して道都論が決着し、未来の展望ために区勢調査に取り組んだ頃である²⁵。以下、主に札幌市公文書館所蔵の特定重要公文書『明治43年 区史編纂関係書類（札幌区）』

¹⁸ 本稿における「札幌」とは各時代において「札幌」と捉えられた地域のことを意味する。各時代で「札幌」を対象とした修史事業を、本稿では「札幌」についての修史事業として取り上げる。

¹⁹ 栃内和男「伊東正三と「札幌区史」史料」新札幌市史編集室『新札幌市史』機関誌『札幌の歴史』第3号、1982年。同「内館泰三と「札幌市史」史料」新札幌市史編集室、前掲誌、第4号、1983年。同「「札幌市史」を完成させた田中潜とその著作」新札幌市史編集室、前掲誌、第5号、1983年。

²⁰ 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第2巻通史2、札幌市、1991年、941頁。

²¹ 「札幌史学会の拡張」『北海道毎日新聞』1896年4月19日付。

²² 永田方正「札幌沿革史脱稿に付報告」札幌史学会『札幌沿革史』、1897年、7頁。新渡戸稲造「緒言」前掲書、5頁。

²³ 札幌史学会、前掲書、256頁。高倉新一郎「札幌沿革史 解説」札幌史学会『札幌沿革史』復刻発行、北海道出版企画センター、1979年、3頁。

²⁴ 高倉、同上。

²⁵ 札幌市教育委員会編『新札幌市史』札幌市、第3巻通史3、1994年、8～9頁。

(簿冊コード2013-0183)を基に、『区史』編纂経緯を述べる。

明治42(1909)年12月頃、当時の青木定謙区長は翌年に東宮の行啓があるらしきことを知り、これを機に永年の懸案事項であった『区史』編纂を行うこととした。この時点で青木区長が想定していた『区史』は「簡略ナルモノ」だった。青木区長は、河田猪三郎助役や藤井民次郎に、執筆者として伊東正三を薦められた。伊東正三は、元『北門新報』主筆で、退職後に『北鳴新報』を創刊したが資金が続かず、同年に同新聞は廃刊となっていた。青木区長は伊東の技量については余り知らなかったが、推薦を受けて伊東の意見も聞き、翌明治43(1910)年1月の区会において『区史』予算の追加承認を得た。明治43年2月1日、藤井・村田不二三・関場不二彦・杉山友諒・阿由葉宗三郎・小川二郎・石川貞治が編纂委員に委託された(「区史編纂ノ経過」²⁶)。同日編纂委員の了解を得て、伊東もまた明治43年2月から6月までの期間で編纂主任を委託された。この時の区と伊東との協約では、『区史』は5月末日に脱稿予定であった(「協約書」²⁷)。しかし、伊東の作業は区役所側の思ったようには進まなかった。折よく行啓が翌年に延期し、伊東の委託期間も12月まで延長されることになり、区会においても予算が承認された。しかし12月になっても『区史』は完成しなかった。伊東の委託手当も終了し、青木区長は行啓の献上目的で計画された編纂事業が完成しなかったことに責任を感じた。伊東は青木区長に必ずや行啓までに完成させることを誓い、明治44年6月末に脱稿、7月に『区史』は完成し(「区史編纂ノ経過」)、8月の東宮行啓で献上された²⁸。伊東によれば、参考できる書籍は『札幌沿革史』しかなく、前年の北海道庁の全焼など度々起きていた火事により資料収集も困難を極めた。また、学者ではない伊東は、「区史編纂ノ事業ハ固ト学者ノ為スヘキ事業ナリ」と認識しており、能力不足がありながらも行啓のために編纂を成し遂げたと主張している(伊東正三「札幌区史編纂報告書」²⁹)。

完成された『区史』は、青木区長の当初の想定とは異なり1029頁の大著となった。装丁は青地で、裏表紙には明治44年8月に正式に制定されることになる区の徽章³⁰が描かれている。構成は5編にわかれ、第1編「総論」で「札幌」の自然や北海道の首都であること、明治44年現在の「札幌」について述べられている。第2～5編が通史で、第2編は「維新以前」と題し、旧石器時代から始まっている。第3編「開拓使時代」、第4編「県治時代」、第5編「庁治時代」で北海道庁設置後が叙述されている。『区史』には写真も掲載されている。特に口絵写真として「明治5年札幌西南部」、「明治5年札幌創成川の東部」「現今札幌市街全景(明治四十四年五月二十九日札幌区役所屋上より全区展望)」の3つのパノラマ写真が掲載されている。これらの写真は横約120cmの紙に印刷されており、明治期の札幌中心街を写した貴重なパノラマ写真である。

1.4 編纂事業の中止

大正11(1922)年、市制が施行されて札幌区は札幌市となった。市制後10年余りが経過した頃、新しい自治体史編纂事業の動きが出てくる。昭和10(1935)年2月26日、市会本会議において澤田利吉議員により「市史編纂の計画は聞かないが、どの様に考えているか。」とい

²⁶ 特定重要公文書『明治43年 区史編纂関係書類(札幌区)』簿冊コード2013-0183、札幌市公文書館所蔵。青木定謙が記したか、青木が記させた文書だと考えられる。

²⁷ 同上。

²⁸ 札幌区役所『奉迎記録』1912年、54頁。

²⁹ 特定重要公文書『明治43年 区史編纂関係書類(札幌区)』。

³⁰ 同『新札幌市史』、第3巻、9頁。

う質問が、橋本正治市長に対してなされた。橋本市長は「ご承知の通り、区政時代の明治44年7月に区史が編纂されている。以来20有余年を経過しているので、その後の状況に補修を加えた新しいものを作る必要を認めており、前年来、調査に着手している次第である。ただ、発行する時期に就いては、未だ定めておらず、市庁舎の改築或いは博覧会開催等の際に、記念の意味を含めて、発行するのも考えていいのではないかと思っている。」と答弁した³¹。

同年6月、新市庁舎の落成が市政上一時代を画することを理由に、道内他市で自治体史編纂の経験を持つ市嘱託の桜庭善一郎に資料収集が命じられ、今後は市史編纂費を予算計上して、桜庭が主任となって市史の編纂を開始する方針であることが報道された³²。そして昭和11(1936)年に桜庭は市史編纂に着手した(「札幌市史編集委員会第一回打合せ会議」³³)。

昭和12(1937)年4月に札幌市役所新庁舎竣工式が挙行され、6月には第5回冬季オリンピックの札幌開催が決定した。ところが、その直後の7月7日に盧溝橋事件があり、日中戦争が勃発してしまった。市史編纂事業は戦争により中止された(「札幌市史編集委員会第一回打合せ会議」)。中止に至る詳細な経緯を記述した資料は見つかっていないが、翌年にはオリンピック開催も返上され、市史編纂事業を行うような状況になかったことが考えられる。

1.5 『札幌市史』

終戦から4年後の昭和24(1949)年は、北海道区制により札幌区が自治体になってから50周年に当たった。札幌市は、昭和23(1948)年夏より記念式典や記念事業を行うために、同年に実施された開道80年記念事業行事などを調査し、10月に札幌市自治五十周年記念事業準備委員会(以下「準備委員会」という。)を市議会関係者と市幹部で立ち上げ、昭和24年7月1日に記念式典を行うことを一応決定した(「札幌市自治五十周年記念事業準備委員会経過について」³⁴)。昭和24年3月14日に準備委員会において高田富興市長(委員長兼務)の意向により、記念事業の名称を「創建八十周年自治五十周年記念事業」と変更されることになった(「札幌市自治五十周年記念事業準備委員会日誌」³⁵)。この付け加えられた「創建」とは、明治2(1869)年に島義勇開拓判官による札幌本府建設の着手を起点としている。高田市長は「札幌市創建八十周年、自治五十周年記念に際して」³⁶の中で「先人の弛まざる辛苦努力の結果、今日の札幌を建設し得たのでありまして、私共はこの先人の苦勞に鑑みても、札幌市将来の在り方について明確な目標と高遠な理想を持つて、大札幌市建設に邁進しなければならないと思います。」とし、「ここにいささか本市開発の跡を偲び、現況を省み、かつ将来に対して希求するところを申述べる次第であります。」と記念行事の目的を記している。同年4月には、準備委員会を発展的に解消し、札幌市創建八十周年自治五十周年記念事業委員会(以下「事業委員会」という。)が設置され、記念式典の日付が7月10日に正式に決定された(「札幌市創建八十周年自治五十周年記念事業委員会経過について」³⁷)。

この札幌市創建八十周年自治五十周年記念事業として計画されたのが、市制になって初め

³¹ 札幌市議会事務局 松浦陽一編集『第4期 札幌市会小史』札幌市議会事務局、1978年、67～68頁。

³² 「札幌市史 資料収集方を桜庭嘱託に依頼 昭和十二年度から 編纂にとりかゝる」『北海タイムス』1935年6月21日付。

³³ 特定重要公文書『昭和24年 札幌市創建80周年自治50周年記念事業概要記録』簿冊コード2018-0195、札幌市公文書館所蔵。

³⁴ 同上。

³⁵ 同上。

³⁶ 同上。

³⁷ 同上。

ての本格的な自治体史である『札幌市史』の編纂である。『札幌市史』の編纂は、昭和24年5月1日総務課において資料収集が着手され、17日には編集嘱託員として主事の内館泰三・田中潜が任命された。内館泰三は北海道庁で統計課長を、戦後は札幌市役所で総務課長を務め、定年退職後に編集嘱託員主任に任命された³⁸。田中潜は、高田市長の同窓であり、小学校校長を歴任後に市職員となった³⁹。この両名が編纂の中心的役割を担うことになる。8月には主に市吏員から成る札幌市史編集委員会が組織され、17日に第1回打合せ会議が開催された。委員長は原田與作第一助役が務め、委員には収入役・各部長・市立病院長・交通局長が就任、顧問として福島利雄札幌市議会議長や高倉新一郎北海道大学教授、『札幌沿革史』編集委員だった高岡熊雄北海道大学名誉教授と『区史』編纂委員だった村田不二三元市議会議長等が名を連ねた。編集委託には、内館・田中の他に中学・小学校教師2名（兼任）が増員され、事務局長は板垣武四総務課長が務めた。『区史』編纂は伊東正三に執筆を委託し、役所が組織的編纂を行わなかったことは異なり、『札幌市史』は、吏員が主体となって編纂されることが決定された。第1回打合せ会議で示された『札幌市史』概要案は、対象とする時代は明治40年から昭和までで、一般市民を読者対象とし、平易でわかりやすい文章や写真・図表を用い、市民の教養や歴史研究の参考資料となるような書物1冊が示された。9月には編集方針が決定し、昭和25（1950）年3月までに草案完成・8月出版が予定された。（「実施事業（除行事）の概要について」、「札幌市史編集事業経過報告」、「札幌市史編集委員会第一回打合せ会議」⁴⁰）。

主任の内館は『札幌市史』を編纂するにあたって、(1)正しい歴史（正しい史料を正しく収集・整理し、正しい解釈を行うこと）、(2)詳しい歴史、(3)偏頗のない歴史（客観的に事実を判断し、その当時の時代の感覚で書く）、(4)市そのものの歴史、(5)現代の発展史、(6)日本・北海道の一部としての札幌の歴史を目指した（内館泰三「札幌市史編集余録」⁴¹）。

『札幌市史』の編纂方法は、各課に市史担当者を定め、随時担当者会議を開催しながら、その担当者が外部調査も含めて資料収集を行って原稿を作成し、編集嘱託員がそれらの原稿の内容検討・文体の統一などを行って稿本を書き上げるというものであった（「札幌市史編纂資料提出について」昭和24年8月25日、「市史編集事務について」同年10月26日、「市史編集事務進行状況」⁴²）。しかし、30数人の各課担当者には、熱心な者や課もあったが、大半は日々の業務もあり、市史編纂までは手が回らず、事務局への資料の提出は遅れた。内館も伊東と同じように、そもそも編纂事業には歴史の専門家が必要だったと感じている。また、予算不足・資料不足もあった。特に、資料不足は深刻で、『区史』資料は図書館が所蔵していたが貸出禁止であり、桜庭が収集した資料は所在不明であった。また、当初は『札幌沿革史』『区史』に、後の時代を付け足して記述することが計画されていたが、これらの修史に不備があることもわかり、結局、札幌本府建設前から書き始めることになり資料収集をやり直す羽目になった（「市史編集事務進行状況」、内館、前掲文書）。『札幌市史』編纂事業は、当初の計画が甘いものだったことは否めないだろう。計画も1巻から3巻計画に変更された⁴³。

³⁸ 田中潜「あとがき」札幌市史編集委員会・田中潜編集『札幌市史』産業経済篇、札幌市役所、1958年。

³⁹ 札幌市教育委員会文化資料室編『さっぽろ文庫66 札幌人名辞典』札幌市教育委員会、1993年、194頁。

⁴⁰ 特定重要公文書『昭和24年 札幌市創建80周年自治50周年記念事業概要記録』。

⁴¹ 特定重要公文書『昭和24年 札幌市創建80周年自治50周年記念事業 札幌市史編集文書綴』簿冊コード2020-0603、札幌市公文書館所蔵。

⁴² 同上。

⁴³ 高田富興「序にかえて」札幌市史編集委員会編集『札幌市史 政治行政篇』札幌市役所、1953年。

このような状況下で、『札幌市史』の完成は遅れ、第1巻の『政治行政篇』が刊行されたのは昭和28(1953)年2月のことであった。目次は、第1篇「創建篇」で札幌本府建設前から現在までの通史、第2篇「行政篇」で選挙や議会、保健衛生、財政など行政の項目ごとに構成されている。製本は豪華で、紙はクリームコットン、写真はクリームアート、表紙には帝国繊維の高級麻地が使用された⁴⁴。

続いて第2巻の編纂が続けられたが、昭和29(1954)年10月に内館が急死し⁴⁵、田中潜が中心となって『札幌市史』の編纂は続けられた。

『札幌市史』は最終的には4巻本となり、昭和30(1955)年8月に『札幌市史概説年表』⁴⁶、昭和33(1958)年4月に『産業経済篇』と『文化社会篇』が刊行された⁴⁷。『産業経済篇』は農業、工業など産業分類ごとに章立てがなされ、附篇として「自然環境篇」があり、自然と観光について記されている。『文化社会篇』は、教育や宗教、文化、社会福祉や災害などに分けて記述が行われている。後年編纂された『新札幌市史』が通史を主としたこととは異なり、『札幌市史』は分野史の側面が強い。年表は作成されたが、『新札幌市史』のような史料編や統計編が作成されることもなかった。田中は、「できるだけ現代までを取扱うことがのぞましく、史書は過去の事象を正しく明らかにすることを使命とすると共に、現在のありさまを後の世にも伝えることに意義ありと考える(中略)現在を明らかにすることは徒らに回顧的なるよりは、より行動的に歴史する力ともなると信ずる」⁴⁸と記している。この考えが、通史を主としない分野ごとに歴史を叙述することでいくつもの現在を描くことになるという、現在が強調されるような構成となったのではないだろうか。また、近隣町村との合併により「市域の拡大発展」⁴⁹していた当時、現在をよりポジティブに捉えていた感覚も窺われる。

1.6 合併町村史

昭和20年代後半から40年代にかけて、札幌市は近隣町村と次々に合併し、市域と人口は拡大の一途を辿った。戦後最初となった白石村との合併は創建八十周年自治五十周年の明くる年である昭和25年、最後となった手稲町との合併は創建100年の前年の昭和42(1967)年である。合併する時期に編纂が進められ、札幌市が関与した合併町村の自治体史が2つある。

『琴似町史』⁵⁰と『手稲町誌』⁵¹である。

『琴似町史』は、昭和30年の琴似町との合併後である昭和31(1956)年、札幌市史編集委員会によって編纂された。「札幌市史は札幌市の歴史であることは勿論であるが、北海道の首都であることから、北海道史の縮図の意味も含め、且つこの地方の中心都市であることから、

⁴⁴ 「豪華な札幌市史 第一巻・近く印刷開始」『北海道新聞』1952年9月2日付。

⁴⁵ 田中、前掲文。

⁴⁶ 特定重要公文書『札幌市史概説年表 昭和28年』簿冊コード2013-2362、札幌市公文書館所蔵は、刊行された『札幌市史概説年表』の稿本と見られる。同特定重要公文書は総務局秘書部秘書課から移管されてきた。また、「田中潜氏略歴」(特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』簿冊コード2020-0604、札幌市公文書館所蔵、所収。)には、昭和27年4月1日に秘書室勤務へと田中は変わっていることから、『札幌市史』の編纂は総務課から秘書室へ所管替えされたと考えられる。

⁴⁷ 札幌市史編集委員会編集『札幌市史概説年表』1955年。札幌市史編集委員会・田中潜編集『札幌市史 産業経済篇』1958年。同『札幌市史 文化社会篇』1958年。

⁴⁸ 田中、前掲文。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 札幌市史編集委員会『琴似町史』札幌市役所、1956年。

⁵¹ 養輪早三郎『手稲町誌』上下巻、札幌市、1968年。

この地方の地方史の意味もこめて編集しようとした」⁵²ために、近隣町村の資料調査が行われた。これが契機となって、琴似町で独自に町史を編纂することになり、草稿は更科源蔵が執筆した。しかし、出版一步手前で琴似町は札幌市に合併されてしまった。旧琴似町住民有志の出版の希望を札幌市長が受け容れて、合併後に『琴似町史』が刊行されることになったのである。更科の原稿や資料は、札幌市史編集委員会の田中が旧琴似町より引継ぎを受け、住民の希望を取り入れて、札幌市との合併までを記述した『琴似町史』が完成された⁵³。『琴似町史』の装丁は、『札幌市史』と非常に似たものとなっている。

『手稲町誌』上下2巻本は、昭和46(1971)年の開基100周年を迎えるにあたって、昭和40(1965)年に手稲町誌編さん委員会が組織され、百年誌として編纂が始まった。委員長には蓑輪早三郎町長が就任した。しかし、昭和42年、手稲町は札幌市と合併して、開基96年にして自治体としての歴史に終わりを迎えた。百年誌の調査は打ち切れ、手稲町最後の事業として、合併記念誌として『手稲町誌』は刊行されることになった⁵⁴。

執筆したのは、小学校の教師・校長を歴任した編さん委員の土肥次男である。『手稲町誌』が、「史」ではなく「誌」という字を採用したことについて土肥は、郷土史とするには歴史性を追求する時間や調査研究が必要とされ、史学的・社会的に考究されるべきであるとし、専門家ではない土肥が執筆したことから「誌」としたと記している⁵⁵。

昭和42年3月1日に手稲町と札幌市は合併し、同日、『手稲町誌』の印刷発行の所管が札幌市教育委員会へと移り⁵⁶、業務は札幌市立図書館へと引き継がれた⁵⁷。この時札幌市では創建100年史の編纂が行われており、教育委員会が市史編纂室を所管していた。翌昭和43(1968)年に『手稲町誌』は刊行された。

『手稲町誌』は、『琴似町史』と異なり、原稿作成まで手稲町が行ったことから、合併に対する記述のトーンが違う。『琴似町史』には合併に対する反応に関する記述がほぼ無いことと比べ、『手稲町誌』では、蓑輪元町長が合併に悩んだことを率直に綴り「手稲町の歴史はここに閉じた。けれども手稲の地は未来永劫消える事はない。(中略)札幌の一部となってもこの地域は、先人先達の血と汗が染みこんでおる筈である。(中略)是非その先人達の遺志を継いで今日まで同様、いな今日まで以上にこの地帯の文化の向上を、産業の発達を、そして社会的にも大きな発展を目差して奮闘努力をしていただきたい。その指標として本誌が役に立つならばまことに幸甚である。」⁵⁸と、同誌の目的を記している。日本の自治体史の多くは祝賀記念行事で作成されることが多いが、合併で消滅する自治体が自らの歴史を完結させるための自治体史という例もあることがわかる。

1.7 創建100年史

1960年代から1970年は日本全国で自治体史編纂がブームとなった。その契機となったのは、昭和43年に政府によって挙行された「明治百年祭」であった⁵⁹。同年、札幌市創建100年記念事業として刊行されたのが「創建100年史」3部作である。

⁵² 札幌市史編集委員会「あとがき」『琴似町史』、619頁。

⁵³ 高田富与「序に代えて」『琴似町史』。札幌市史編集委員会「あとがき」前掲書、619～621頁。

⁵⁴ 蓑輪早三郎「手稲町誌発刊のことば」『手稲町誌』上巻。「手稲町誌のあとがき」前掲書、下巻、2225～2226頁。

⁵⁵ 土肥次男「編さんの後を顧みて」前掲書、下巻、2229頁。

⁵⁶ 「手稲町誌のあとがき」前掲書、下巻、2225頁。

⁵⁷ 札幌市中央図書館『札幌の図書館30年』1981年、41頁。

⁵⁸ 蓑輪、前掲。

⁵⁹ 金原左門「日本の「自治体」史編纂と歴史家の役割」歴史学研究会『歴史学研究』第642号、1993年、1頁。

この「創建」とは、創建八十周年自治五十周年と同様に、明治2年に島義勇開拓判官が札幌本府建設に着手したことを起点とする。当時、自治制施行について祝うことを議論した形跡はなく、以後も自治制を起点とした周年事業は行われていない。北海道も同じ明治2年の開拓使設置を起点として「開道」の祝賀行事を行っていたが、北海道は100年目である昭和43年、札幌市は100周年である昭和44（1969）年を祝賀の年として考えていた。北海道と札幌市の数え方の違いが問題になって道と市が調整⁶⁰し、北海道主催の「北海道百年」と同じ昭和43年に、札幌市は記念事業を実施することになった。

昭和38（1963）年、札幌市は、「創建100年」を祝うために創建100年記念事業準備委員会を設置した。「創建100年を迎えるにあたり、先人の偉業を改めて想起するとともに、更に将来への発展を期するために、記念となるべき諸施設を建設し、また盛んなる諸行事を展開して市民の意欲を一層鼓舞することは極めて意義深いことと思われます。」という趣旨のもと、半永久的に残るものを作る記念事業と昭和43年中に実施する記念行事の2種類を行うことを決定した。記念行事の検討については、市民各層の代表からなる創建100年記念行事推進協議会が設けられた。記念事業は「創建の歴史を回顧し、開拓の偉業を記念するとともに将来発展に役立ち、かつ後世に残し、誇りうるもの」という観点から、円山公園の整備、旭山記念公園の整備、大通公園の整備、厚生年金会館の誘致、そして「創建100年史」の刊行の5つが実施されることとなった⁶¹。

当初、「創建100年史」の編纂計画は、田中潜により企画された⁶²。田中は昭和37（1962）年11月に総務局庶務課嘱託となり、市史編集事務の委託を受けている（「田中潜氏略歴」）⁶³。これが「創建100年史」編纂と関係があるのかはわからないが、市史編集史料室（または市史編さん室）に1人で勤務していたことが確認できる⁶⁴。昭和40年4月に田中は市史編集事務を委託されたまま、教育委員会図書館の嘱託となったようである（「田中潜氏略歴」）。「創建100年史」の編纂事業も総務局庶務課から図書館へ引き継がれた（「市史編纂室の現況」⁶⁵）。いつからかはわからないが、市史編集史料室は、市民会館3階に設けられていたらしい⁶⁶。しかし、田中は病気療養のために昭和41（1966）年3月に退職した⁶⁷。田中の業務を引き継いで、昭和42年4月新たに札幌市史編さん委員会が組織された⁶⁸。委員長には『札幌市史』においても委員を務めた高倉新一郎が就任し、井黒弥太郎・藤本英夫・芦田勇・西里正吉が委員となった⁶⁹。「創建100年史」では編さん委員が執筆を担当することとなった（「札幌市史編

⁶⁰ 「開基年の数えかたに違い 百年祭をめぐり 道と札幌が早期調整へ」『読売新聞』1962年5月10日付。

⁶¹ 特定重要公文書『昭和38～42年 札幌市創建100年記念事業関係綴 1』簿冊コード2020-0200、札幌市公文書館所蔵。

⁶² 高倉新一郎「あとがき」札幌市史編さん委員会編『札幌百年の人びと』札幌市、1968年。

⁶³ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』簿冊コード2020-0604、札幌市公文書館所蔵。

⁶⁴ 「一高校生が手伝い 市史編集史料室の資料整備 新聞で人手不足を知り」『北海道新聞』1963年2月19日付。本記事では「市史編集史料室」とあるが、後年の起案文書では「市史編さん室」とあり、正式名称はわからない。特定重要公文書『文化資料室の新設方針伺』簿冊コード2017-0303、札幌市公文書館所蔵。

⁶⁵ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。

⁶⁶ 特定重要公文書『文化資料室の新設方針伺』。

⁶⁷ 「田中潜氏略歴」（特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』、所収。）。高倉、前掲文、1968年。同『さっぽろ文庫66 札幌人名辞典』、194頁。

⁶⁸ 高倉、同上。

⁶⁹ 札幌市『札幌市創建百年記念誌』、1969年、29頁。同書では、「編集委員会」と表記されていたが、刊行された「創建100年史」及び特定重要公文書では「編さん委員会」と表記されていたので、「編さん委員会」が正式名称と判断した。（「編さん」「編纂」の両表記あったが、『札幌百年の人びと』『札幌百年のあゆみ』に準じて「編さん」とした。）また、高倉については、『札幌市創建百年記念誌』では「編集長」と表記され、特定重要公文書において

纂計画案」⁷⁰)。また、市史編さん室は機構においては、昭和42年1月に市立札幌図書館条例の改正により改称⁷¹されたばかりの札幌市立図書館(以下「市立図書館」という。)に係相当として位置付けられたようである(「昭和43年 事務概況報告」⁷²)。昭和42年1月に新館が開館したばかりの市立図書館3階に市史編さん室は設けられ(「市史編さん室の間仕切改修とこれに伴う経費の支出について」⁷³)、専任嘱託佐藤京子が常駐した⁷⁴。また、図書館総務係長の事務分掌にも市史編纂に関することが含まれた(「札幌市立図書館行政機構と分掌事務」⁷⁵)。

「創建100年史」は、既刊の『札幌市史』の姉妹編として、人物伝記、年表、概説を編纂することとなり、昭和44年7月までに完成させることが目指された⁷⁶。

昭和43年7月に刊行された人物伝記『札幌百年の人びと』は、63人の伝記が掲載されている。「対象人物の選定に当っては物故者の中から札幌の創建と発展に貢献のあつた事績を中心とし、別記の通り各時代、各部門から特徴ある事績を遺した人物を選択した。(合併地域についても考慮してある。)(「札幌百年史人物伝候補者について」⁷⁷)という方針の元に人物の選定が行われたが、同時期に北海道が『開拓につくした人びと』全8巻⁷⁸を刊行しており、同書と「どのように距離をもたせるか」の議論もなされた(「第8回編さん委員会 打合せ要点」⁷⁹)。こうして選ばれた人物には、『区史』を執筆した伊東正三が含まれている。なお、『札幌百年の人びと』では編さん担当として佐藤京子が加わっている⁸⁰。「札幌」の自治体史編纂事業において、編纂に女性が加わった最初の例ではないだろうか。

昭和45(1970)年5月に、年表『札幌百年の年譜』と概説『札幌百年のあゆみ』が刊行された。「概説編纂方針案」⁸¹によれば、「1 略史であってはならない。ゼネラル・ヒストリーとして螺旋的向上へのエネルギーを描き出す。」「2 文明開化史的歩みをはっきりさせる。」「3 札幌市発展の性格を明らかに打ち出す。」とあり、進歩史観が読み取れる。このような編纂案が立てられた『札幌百年のあゆみ』は、「オリンピック後に実現されるであろう「政令指定都市」を目標としている」まちづくり計画を述べ、「札幌市の都市建設の構想は全北海道的な意味をもつのである。」と解釈を示して結ばれている⁸²。方針案には他にも「4 札幌をうたった短歌・詩を随所に織り込み、「詩の都サッポロ」のイメージ・アップをする。」「5 人物を織り込んだ記述とする。」「6 合併町村については、地域的関連をもたせつつ、当初からの記述とする。」とあり、合併を繰り返していた時期のため合併町村への配慮が見られる。

も「編集長」とあつたが、刊行された「創建100年史」には「委員長」とあつたので、「委員長」を正式名称と判断した。特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。札幌市編さん委員会編『札幌百年の人びと』。同『札幌百年のあゆみ』札幌市、1970年。札幌市史編纂委員会編『札幌百年の年譜』札幌市、1970年。

⁷⁰ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。

⁷¹ 札幌市中央図書館、前掲書、40頁。

⁷² 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。

⁷³ 同上。

⁷⁴ 札幌市中央図書館、前掲書、40～41頁。

⁷⁵ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。

⁷⁶ 同『札幌市創建百年記念誌』、29頁。

⁷⁷ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂関係文書』簿冊コード2020-0605、札幌市公文書館所蔵。

⁷⁸ 北海道総務部文書課『開拓につくした人びと』全8巻、付録、北海道、1965～1968年。

⁷⁹ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂関係文書』。

⁸⁰ 高倉、前掲文、1968年。

⁸¹ 特定重要公文書『札幌市創建100年記念事業 市史編纂関係文書』。

⁸² 同『札幌百年のあゆみ』553頁。

さて、この「創建 100 年史」であるが過去 2 回の自治体史編纂事業とは大きく異なる点がある。それは、編さん委員会が執筆を担当したことである。『区史』の編纂委員は資料収集への協力や原稿の確認を行ったが、執筆は伊東正三が担い、編纂委員はオブザーバー的役割であった。『札幌市史』編集委員は市の幹部が占めたが、執筆を担当することはなく、会議資料も第 1 回以外残されていない。内館泰三は、「各委員がその部局の史料収集と原稿記述に全責任を持ち部下の担当者を督促励してその部局関係の史料稿本等を編集者に提供すべきであるが実際には全くそれが実行されず各委員や各課の担当者が当然なすべき仕事まで編集者がやらなければならない労力の著しい空費が行われた。」と、「委員会組織の不備」を挙げて激しく批判していた。(内館、前掲文書⁸³)。歴史学者である高倉新一郎が委員長に就き、委員が編さん担当として執筆を行う(「執筆者一覧」⁸⁴)という「創建 100 年史」の体制は、“歴史の編纂には歴史家を当てるのは当然”という伊東や内館の主張がこの時実現したとも言える。「創建 100 年史」は当初の計画より遅れたが、その遅れは 1 年未満で済んだことも、過去 2 回の自治体史編纂よりも無理のない計画だったと評価できるだろう。過去 2 回の自治体史とは編纂方法に改良が見られるのである。

ところで、昭和 44 年 4 月 27 日付の「札幌市史編集経過」⁸⁵には、市史第一次計画である『札幌市史』から市史第二次計画案までのフローチャートが描かれていて、その半ばに「創建 100 年史」3 部作がある。「創建 100 年史」は、『札幌市史』を受け継ぎ、次の新しい市史へ受け継ぐという位置付けが与えられていたように考えられる。

1.8 文化資料室の開室

昭和 51 (1976) 年 4 月 1 日、札幌市教育委員会社会教育部文化課に文化資料室が新設された。教育委員会社会教育部文化課は、文化財の保護・管理を分掌していた⁸⁶。文化資料室の設置目的は「開基 100 有余年の歴史を経た札幌の風土とともに生れた文化資料の収集・整理・保存につとめ、多くの先人が建設してきた郷土札幌の市民文化を、計画的に市民に提供することによって、市民とともに郷土札幌に関する知識を深め、本市の目標とする生活都市・北方圏拠点都市の建設に資する。」(「文化資料室の行政機構新設について(方針決定)」⁸⁷)であり、業務内容は、イ.『さっぽろ文庫』の企画・資料収集・編集・発行、ロ.時計台 100 年記念誌の企画・資料収集・編集・発行、ハ.市史編さん室の確立と資料収集・分類・整理・管理・活用、ニ.各部局行政資料のうち史実に関する資料収集、とされた(「文化資料室(案)」⁸⁸)。

⁸³ 特定重要公文書『昭和 24 年 札幌市創建 80 周年自治 50 周年記念事業 札幌市史編集文書綴』。

⁸⁴ 特定重要公文書『札幌市創建 100 年記念事業 市史編纂関係文書』。当該文書は『札幌百年の人びと』の「執筆者一覧」であり、高倉の「あとがき」で挙げられた編さん担当と同書で「執筆協力」と表記された人々の名前がみられる。高倉は『札幌百年のあゆみ』の「あとがき」においても委員を編さん担当と記載している。当該書には「執筆協力者」の記載がない。よって、『札幌百年の人びと』は委員を含む編さん担当と執筆協力者が執筆し、『札幌百年のあゆみ』は委員である編さん担当が執筆を行ったと考えられる。高倉、前掲文、1968 年。高倉新一郎「あとがき」『札幌百年のあゆみ』。

⁸⁵ 特定重要公文書『札幌市創建 100 年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』。

⁸⁶ 特定重要公文書『文化資料室の新設方針伺』。札幌市『札幌市役職者名簿』昭和 51 年 7 月 10 日現在、149、185 頁。以上の資料には、開室時の文化資料室は係相当に位置付けられている。しかし、翌年には文化資料室は課相当へと機構上変更されていることが確認できる。札幌市『札幌市役職者名簿』昭和 52 年 5 月 1 日現在、150 頁。文化資料室が札幌市資料館へ移転した時に、課へ昇格したと推測される。

⁸⁷ 特定重要公文書『文化資料室の新設方針伺』。

⁸⁸ 同上。

昭和 51 年に設置され、平成 25 年に廃止された文化資料室の 37 年間の中で、二大事業と言えば、文化叢書『さっぽろ文庫』（以下『文庫』という。）全 100 巻の刊行と『新札幌市史』の編纂が挙げられるだろう。

『文庫』の刊行は、板垣武四市長が二期目の選挙公約として挙げ⁸⁹、「札幌の風土のなかで生まれ育った芸術・文化、自然の諸相を計画的に刊行して市民に提供することによって郷土札幌の認識を深め、かつ、過去・現在・未来をつなぐこれらの文化遺産を後世に伝えて、独自なくさっぽろ文化の創造と新しいくふるさと札幌を築くための糧となることを目的」⁹⁰とした。文化資料室室長には、『文庫』の編集責任者として、北海道文学に関する著作が多数あり、北海道文学館の事務局長を務めていた木原直彦を迎えた⁹¹。

文化資料室は、当初は札幌市役所本庁舎にあったのが安田生命ビルを経て⁹²、最終的には昭和 52（1977 年）年 4 月に、木原が事務局長を務める北海道文学館が入居していた札幌市資料館へと移転した⁹³。札幌市資料館は、大正 15（1926）年、札幌控訴院として建設され、裁判所の移転後、昭和 48（1973）年 11 月 3 日に札幌市資料館として開館した。令和 2（2020）年には国の重要文化財に指定されている⁹⁴。

『文庫』発刊前には市民からシンボルマークを募集⁹⁵し、同年 9 月に第 1 巻『札幌地名考』⁹⁶が刊行された。昭和 53（1978）年 10 月には時計台創建百年記念式典に合わせて、第 6 巻『時計台』⁹⁷を刊行した。

『文庫』全巻の装丁はすべて同じで、青空色のカバーに、表紙には巻の内容を象徴する写真や絵画、裏表紙にはシンボルマークが掲載された。「当事者だから書ける」という考えから、テーマに最もふさわしいと思われる市民に原稿執筆は依頼された。執筆した市民は延べ 3200 人にも上る⁹⁸。

『文庫』は当初 20 巻の計画だったが、好評を博し、100 巻まで刊行されることになった⁹⁹。平成 14（2002）年 3 月、最終巻である『北都、その未来』の刊行によって、『さっぽろ文庫』は完結した。木原は文化資料室室長を退いた後も、完結まで編集長として関わり続けた¹⁰⁰。

1.9 『新札幌市史』

札幌市の 4 度目の自治体史編纂事業となったのが、『新札幌市史』全 8 巻 10 冊¹⁰¹の編纂・刊行である。『新札幌市史』の始動がいつだったのかは、資料が見つからないのでよくわ

⁸⁹ 北海道総務部総務部人事局人事課編『北海道功労賞 受賞に輝く人々（平成二十四年）』北海道、2013 年、17 頁。

⁹⁰ 札幌市教育委員会『さっぽろの教育』第 44 号、1977 年、2 頁。

⁹¹ 北海道総務部総務部人事局人事課、前掲書、17 頁。

⁹² 「札幌文庫 まず第一巻は「札幌地名考」 発刊準備が本格化 シンボルマークを公募」『北海道新聞』1976 年 10 月 26 日付、夕刊、第 3 面。

⁹³ 「このごろ 木原直彦さん 「さっぽろ文庫」に腰を据えて」『北海道新聞』1977 年 4 月 20 日付。

⁹⁴ 札幌市資料館（旧札幌控訴院）「札幌市資料館について」（<https://www.s-shiryokan.jp/aboutus.htm>）、2023 年 5 月 30 日閲覧。

⁹⁵ 「来年度まず 4 巻発行 1 期 5 年間に文化叢書 20 巻計画 「地名考」から「街並み」など その名もさっぽろ文庫 市教委文化資料室」『北海道新聞』1976 年 11 月 17 日付。

⁹⁶ 札幌市教育委員会文化資料室編『さっぽろ文庫 1 札幌地名考』札幌市教育委員会、1957 年。

⁹⁷ 同『さっぽろ文庫 6 時計台』1978 年、315 頁。

⁹⁸ 「さっぽろ文庫 100 巻刊行 ファン魅了し 25 年 市民の筆、生き生きと 延べ 3 千 200 人多彩に味わい深く」『北海道新聞』2002 年 3 月 25 日付、地方版（札幌）、第 35 面。

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 同上。さっぽろ文庫編集室（札幌市教育委員会文化資料室）編『さっぽろ文庫 100 北都、その未来』札幌市教育委員会、2002 年、316～317 頁。

¹⁰¹ 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第 1 巻、通史 1、札幌市、1989 年。同、第 2 巻、通史 2、1991 年。同、第

からない。昭和 51 年の文化資料室新設時には、その業務内容に市史編さん室確立と「資料収集・分類・整理・管理・活用」があるが、「編纂・刊行」は含まれていない。文化資料室設置の背景には、過去の市史編纂資料が管理不十分のまま市立図書館と行政資料室等に分散保管されていたこともあった¹⁰²。よって、文化資料室で過去の自治体史編纂資料など資料の集約を行おうとしていたことが考えられる。同年 5 月から資料収集と市史編纂の事前調査を開始している¹⁰³。現在、札幌市公文書館は『札幌市史編集資料』44 冊を所蔵している。そのうち『札幌市史編集資料 1』の表紙裏に「この資料 44 冊は、当初市立図書館から受け入れたものに、59 年 1 月 25 日、道議会事務局から寄贈された 14 冊の資料を合わせて編集し直したものであるが、煩を避けて受け入れ月日はもとのままとしてある。」というメモが貼り付けられており、同じ箇所には「51.9.-1」とある文化資料室の蔵書印が押され、「管理替 市立図書館」という記載もある。ここから推測するに、文化資料室開室後すぐに、市立図書館にあった『札幌市史編集資料』群が移管され、昭和 59 (1984) 年に道議会事務局からも資料が移管されてきたとみられる。さらに、本稿で史料とした令和 2 年に行政資料より特定重要公文書へ登録変更された『昭和 24 年 札幌市創建 80 周年自治 50 周年記念事業 札幌市史編集文書綴』(簿冊コード 2020-0603)、特定重要公文書『札幌市創建 100 周年記念事業 市史編纂起案・企画・経理等関係文書』(簿冊コード 2020-0604)、『札幌市創建 100 周年記念事業 市史編纂関係文書』(簿冊コード 2020-0605) は、蔵書印と管理替印により、札幌市中央図書館より移管され、昭和 63 (1988) 年 3 月 26 日に文化資料室へ受け入れられた資料と思われる。

『新札幌市史』の編纂が俄かに本格化するのには、板垣武四市長の市議会での答弁以後である。昭和 54 (1979) 年 12 月 12 日、第 4 回定例会において本館嘉三議員からの市史刊行についての計画があるかという質問に対して、板垣市長は、『札幌市史』刊行後に「郷土資料の発掘や研究が非常に高まりと深みを見せておりまして、その成果を取り込むことの必要性を痛感している」とし、また近隣町村との合併を経て「現在見るような広域都市となり、日本の他の都市にその例を見ない発展を遂げておりますので、そうした点から、全市的な視野でわが郷土の歩みということをとらえなければならない」ともし、「札幌市が今後よりよく生々発展していくためには、先人の足跡というのを正しく受け継いでいくことが大切でございます。資料の散逸を防ぐ上からも、近い将来、市史の準備に取りかかりまして、できれば、昭和 63 年が創建 120 年でございますので、それまで準備を十分に進めて、創建 120 年を記念して刊行してまいりたい」と新しい市史編纂事業を行うことを表明した¹⁰⁴。札幌市創建 120 年記念は昭和 63 年を予定していた。市長の答弁にみられる“創建記念に、今後の発展のため先人の足跡を受け継ぐ”という編纂理由は、市長自身も市吏員時代に『札幌市史』編纂事業に事務局として関わった経験からか、過去の『札幌市史』、「創建 100 年史」のコンセプトと変わらない。しかし、前 2 史の編纂事業と異なることは、“郷土史の研究が進んだので成果を取り入れる”という学術的理由と“資料散逸を防ぐ”という資料的理由の 2 点が挙げられたことである。なお、創建 120 年記念事業は、札幌市創建 120 年記念事業推進委員会で全体の調整を

3 巻、通史 3、1994 年。同、第 4 巻、通史 4、1997 年。同、第 5 巻、通史 5 (上)、2002 年。同、第 5 巻、通史 5 (下)、2005 年。同、第 6 巻、史料編 1、1987 年。同、第 7 巻、史料編 2、札幌市、1986 年。同、第 8 巻 I、統計編、札幌市、2000 年。札幌市『新札幌市史』第 8 巻 II、年表・索引編、2008 年。

¹⁰² 特定重要公文書『文化資料室の新設方針伺』。

¹⁰³ 総務局行政部総務課・教育委員会生涯学習部文化資料室『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』2004 年、24 頁。

¹⁰⁴ 札幌市議会『昭和 54 年 第 4 回定例会 札幌市議会会議録』85～86、89 頁。

図りつつ各局で記念事業を実施したが、現存する記念事業推進委員会や各局別行事報告には『新札幌市史』編纂事業は含まれていない¹⁰⁵。『新札幌市史』編纂事業は創建 120 年記念という冠はあるが、前 2 史が記念事業の枠内で企画されたのとは異なっていると推測される。

昭和 55 (1980) 年の『札幌市文書保存年限表』には、文書廃棄上の注意事項として「各課(所)で不要になった文書の中で、将来、史的価値を有するであると思われるものについては、教育委員会社会教育部文化資料室に必ず連絡することとする。」¹⁰⁶という文言が確認できる。同年には、文化資料室にて後に第 4 代新札幌市史編集長となる海保洋子が、市史編纂準備のための資料収集に着手した¹⁰⁷。

昭和 56 (1981) 年 4 月 1 日、文化資料室内に新札幌市史編集室(以下「編集室」という。)が設置された。『新札幌市史』は過去の自治体史編纂事業とは異なり、編集委員会は組織されなかった。編集体制は、新札幌市史編集長(以下「編集長」という。)と編集員が各巻の構成検討、資料収集、執筆を担当するというものだった。初代編集長は、「創建 100 年史」に引き続き、高倉新一郎が就任した。編集員はアカデミズムの歴史学者、民間の郷土史家など歴史研究関係者で構成された¹⁰⁸。27 年間という編纂期間に、編集長は高倉、坂口勉、君尹彦、海保洋子の 4 代を重ね、編集員は 23 人に上った¹⁰⁹。また、過去の自治体史よりも編集員に女性が多く起用され、最後の編集長は女性が担った¹¹⁰。

また、『新札幌市史』編纂事業では、学識経験者、郷土史家、市職員の三者からなる市史懇談会が組織された。第 1 回市史懇談会は昭和 56 年 9 月 18 日に開催され、『新札幌市史』の「刊行の趣旨」と「編集の基本方針」が審議されて決定された。「刊行の趣旨」の内容は板垣市長の市議会答弁とほぼ同じで、「この事業は、先人の遺産を後世に伝達することとどまらず、札幌が二十一世紀に向けて発展してゆくための羅針盤としての役割を果たすものと確信する。」と結ばれた。「編集の基本方針」の中で内容に関わる事柄は、時代範囲を先史から現代(昭和 55 年を目途)とすること、札幌の発展の所以を明らかにして将来に対する展望をもったものとする、市政史に陥らず市民生活の描写に重点を置くこと、広く北海道・日本・世界の動きを視野におさめて叙述することであり、一般市民に広く読まれるように平易な文章表現にしつつ学術的にも高水準のものを目指すことになった。8 巻構成で昭和 66 (1991) 年完結予定であった¹¹¹。編集にあたっては、さらに〈編集要領〉と〈執筆要領〉、〈資料の調査収集要領〉から成る「新札幌市史」編集基準¹¹²も作成された。

編集室は、過去の自治体史編纂事業にはなかった初の試みとして『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』(以下『札幌の歴史』という。)¹¹³を創刊した。『札幌の歴史』では編纂作業中の市

¹⁰⁵ 札幌市創建 120 年記念事業推進委員会の所管課が札幌市創建 120 年記念事業実施報告書のために取りまとめた「札幌市創建 120 年記念事業(主管課別)」の教育委員会実施事業に『新札幌市史』編纂事業は掲載されていない。特定重要公文書『昭和 63 年 札幌市創建 120 年記念事業結果報告』簿冊コード 2019-0192、札幌市公文書館所蔵。現存する創建 120 年史関連資料にも見当たらなかった。なお、創建 120 年関係の現用公文書はない。

¹⁰⁶ 札幌市総務局庶務部事務管理課『札幌市文書保存年限表』昭和 55 年版、札幌市、1980 年、8 頁。

¹⁰⁷ 海保洋子『「新札幌市史」編集の経過』『新札幌市史』第 8 巻Ⅱ、855 頁。

¹⁰⁸ 同上、850~852 頁。

¹⁰⁹ 同上、851 頁。札幌市総務局行政部文化資料室編『新札幌市史完結記念シンポジウム—史料から歴史を探る—開催報告書』2008 年、12 頁。

¹¹⁰ 海保、前掲文書、851 頁。

¹¹¹ 同上、851~852 頁。「新しい札幌市史に着手!!」新札幌市史編集室『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』創刊号、札幌市教育委員会文化資料室、1981 年、1~5 頁。

¹¹² 同誌、第 2 号、1982 年、10~11 頁。

¹¹³ 新札幌市史編集室『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』創刊号~18 号、札幌市教育委員会文化資料室、1981 年~1990 年。札幌市教育委員会文化資料室『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』19~52 号、札幌市教育委員会、

史の情報や執筆者による研究成果の発表、資料紹介や文化施設の紹介などが行われた。『札幌の歴史』は、「通史執筆に多いに役立った」¹¹⁴とされるが、それだけではなく、1980年代初頭から2000年代終わりまでの「札幌」に関する歴史研究の動向を知ることができる内容となっている。『札幌の歴史』は、昭和56年12月から平成20(2008)年2月まで年2回ペースで刊行され、54号を数えた。

『新札幌市史』の刊行は、昭和61(1986)年3月、第7巻史料編2から始まった。翌年には第6巻史料編1の刊行があり、通史の後の巻となる史料編が先に刊行されている。

平成元(1989)年3月から愈々通史編の刊行が開始された。執筆は編集室所属の編集長・編集員のほかに外部研究者にも委託された。当初の計画では平成3(1991)年に完結予定であったが、資料収集・分析に時間を要した¹¹⁵ことと統計編も刊行することになったために、編纂期間は大幅に伸びていった。平成元年3月に第1巻通史1、平成3年10月に第2巻通史2、平成6(1994)年3月に第3巻通史3、平成9(1997)年3月に通史4が刊行された。

平成10(1998)年からは新札幌市史編集協力員制度と新札幌市史拡大編集会議が創設され、編集体制が大きく変化した。通史の執筆には政治・行政、産業・経済、社会・生活、教育・文化・宗教の分野ごとに専門部会が立ち上げられていたが、各分野の専門家が札幌市史編集協力員¹¹⁶に任命され、部会に所属し、編集員と一体となって市史の現代編である通史5を完成させることとなった¹¹⁷。平成12(2000)年2月に第8巻Ⅰ統計編が刊行された後、第5巻通史5は、上下2冊でそれぞれ平成14年3月と平成17(2005)年3月に刊行され、特に上巻は「最高水準に属する都市研究とも評され」¹¹⁸た。

通史は10編構成である。通史1には第1編「札幌の自然史」・第2編「先史の札幌」・第3編「イシカリ場所の成立」・第4編「イシカリの改革とサッポロ」が収録され、自然環境と先史から開拓使設置までの期間について記された。通史2は第5編「札幌本府の形成」・第6編「道都への出発」で、明治2年の札幌本府建設着手から明治32年の北海道区制施行までを対象時期としている。通史3は第7編「近代都市札幌の形成」と題し、札幌区の自治制施行と大正11年の札幌市制施行までを描いた。通史4は第8編「転換期の札幌」であり、市制施行以降から昭和20年のアジア・太平洋戦争の終戦までが叙述された。通史5は第9編「大都市への成長」・第10編「現代の札幌」という構成で、昭和20年の終戦後から昭和47(1972)年の政令指定都市移行を経て21世紀を迎えた札幌市の現在の状況をまとめている。

こうして、『新札幌市史』は、平成20年3月25日、第8巻Ⅱ年表・索引編の刊行をもって完結した。編集室設置から27年にも及ぶ大事業であった。

1990年～2007年。札幌市総務局文化資料室『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』53～54号、札幌市教育委員会、2007年～2008年。

¹¹⁴ 海保、前掲、853頁。

¹¹⁵ 海保、前掲、850頁。

¹¹⁶ 完結記念シンポジウムにおける石黒進札幌市市政推進室長の発言によると、完結までに編集協力員は32人に上った。同『新札幌市史完結記念シンポジウム－史料から歴史を探る－開催報告書』、12頁。

¹¹⁷ 海保、前掲、852頁。「新札幌市史拡大編集会議報告」札幌市教育委員会文化資料室『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』第36号、札幌市教育委員会、1999年、89頁。

¹¹⁸ 浅野清美「主催者あいさつ」『新札幌市史完結記念シンポジウム－史料から歴史を探る－開催報告書』。

1.10 4つの自治体史編纂事業の比較

「札幌」の4つの自治体史編纂事業についてまとめたのが以下の表¹¹⁹である。

表1 「札幌」の自治体史編纂事業の比較

名称	札幌区史	札幌市史	創建100年史	新札幌市史
巻の構成		政治行政篇 産業経済篇 文化社会篇 概説年表	札幌百年の人びと 札幌百年のあゆみ 札幌百年の年譜	第1巻 通史1 第2巻 通史2 第3巻 通史3 第4巻 通史4 第5巻 通史5(上) 第5巻 通史5(下) 第6巻 史料編1 第7巻 史料編2 第8巻I 統計編 第8巻II 年表・索引
冊数	1冊	4冊	3冊	10冊
刊行年	明治44年	昭和28～33年	昭和43～45年	昭和61～平成20年
委員会	編纂委員会	札幌市史編集委員会	札幌市史編さん委員会	
編纂主体		編集嘱託員	札幌市史編さん室	新札幌市史編集室
主な執筆者	編纂主任1人 (伊東正三)	編集嘱託員2人 (内館泰三・田中潜)	札幌市史編さん委員長 1人・委員4人 (高倉新一郎など)	新札幌市史編集長4人・編集員23人・編集協力員32人
機構		総務部(→秘書室)	教育委員会図書館	教育委員会文化資料室
正式な編纂期間	約2年間	約9年間	約3年間	約27年間
附属機関				市史懇談会
機関誌				札幌の歴史
記念	東宮行啓記念	創建80周年自治50周年	創建100年	創建120年
自治体	札幌区	札幌市	札幌市	札幌市(政令指定都市)

時代が下るに連れて、冊数が増える傾向にある。これは、合併で行政区域が拡大していることと、終点を現代としているために対象期間が長くなっていくことが理由として挙げられる。執筆すべき項目の増加は、編纂期間の長期化をもたらしている。『新札幌市史』は『札幌市史』の3倍の編纂期間を要した。

桑原真人は、北海道の自治体史の特徴として編纂動機となっているのが「開基」(北海道移住＝開拓)思想であることを指摘している¹²⁰。桑原の指摘する「開基」は、札幌市の場合「創建」という言葉で表されており、『札幌市史』、「創建100年史」、『新札幌市史』の3史で編纂動機となっている。創建の場合は、島義勇の札幌移住と札幌本府の建設を起点としており、

¹¹⁹ 表1は、第1部で出典とした資料に基づいて筆者が作成した。なお、筆者が「正式な編纂期間」と捉えた期間とは、それぞれの以下の期間である。『札幌区史』は、編纂委員・編纂主任の委託から明治43年2月から『札幌区史』が刊行された明治44年7月までの期間。『札幌市史』は、資料収集の着手と編集嘱託員の任命があった昭和24年5月から最終巻が刊行された昭和33年4月までの期間。「創建100年史」は、編さん委員会が組織された昭和42年4月から最終巻が刊行された昭和45年5月までの期間。『新札幌市史』は、編集室が設置された昭和56年4月から最終巻が刊行された平成20年3月までの期間とし、1年未満は6か月未満を切り捨て、6か月以上を切上げて数えた。

¹²⁰ 桑原真人「地方史編纂と歴史意識－北海道における地方史誌編纂の問題点－」歴史学研究会『歴史学研究』第427号、青木書店、1975年、58頁。

北海道の自治体史に見られる「開基」と本州の自治体史に見られる「市町村制」のどちらの性質も兼ね揃えている。

「札幌」の自治体史編纂事業の歴史をみると、自治体史の編纂事業を重ねていくごとに、編纂体制が大きく変化していったことに気づかされる。人員の増加という規模の変化だけではなく、過去の自治体史で上手くいかなかったことを次の編纂事業で改善するというアップデートを繰り返していることがわかる。例えば、歴史家の起用、委員会の廃止、編纂方法などを挙げることができる。このように自治体史編纂事業の回数を重ねるうちに、より良い体制へ改善していったのは、複数の編纂事業に携わった人々が存在するためと思われる。例えば、『札幌沿革史』編集委員だった高岡熊雄と『区史』編纂委員だった村田不二三は、『札幌市史』に携わっている。とりわけ、北海道の歴史学の大家である高倉新一郎は、『札幌市史』顧問、「創建 100 年史」編さん委員会委員長、『新札幌市史』初代編集長を務めた。高倉の存在が、「札幌」の歴史学界の人脈をリレーのように「札幌」の自治体史編纂事業に投入していった可能性はあるだろう。また、市役所側においても、『新札幌市史』の編纂を表明した板垣武四市長が、市役所吏員時代に『札幌市史』事務局に携わっていた。『新札幌市史』の編纂開始前から、『札幌市史』の編纂が長期化したことなど過去の編纂事業について当然理解していたことと思われる。これらの人々の経験もあいまって、最新の自治体史である『新札幌市史』は、編纂体制・内容共に今までで最高の「札幌」の自治体史となっている。『新札幌市史』の執筆担当者の多さから、まさに「札幌」の歴史学界の人材を総動員させて編纂されたといっても過言ではなく、『新札幌市史』の出来栄はそのままだ当時の「札幌」の歴史学界の成熟度を反映しているといえるだろう。また、『新札幌市史』の編纂事業では、過去の自治体史にはない史料編と論文や資料を紹介する機関誌を刊行した。これらを、西垣は戦後の自治体史の特色と述べている¹²¹。史料編と機関誌の刊行が、自治体史編纂事業後の「札幌」の歴史研究の発展に寄与するところは大きいと思われる。

2. 公文書館の誕生

2.1 研究の視角

札幌市公文書館の開館は、札幌市の公文書管理の歴史に位置付けることができる。本稿では、公文書館の開館だけではなく、公文書の評価・選別・公文書館への移管等の公文書館機能を含む公文書館制度の創設という両方の意味を込めて、「公文書館の誕生」という言葉を用いる。札幌市の公文書管理の先行研究は、札幌区時代から管理条例の施行までをまとめた高井俊哉「札幌市文書事務の歩み」札幌市総務局行政部公文書館『札幌市公文書館年報』第 2 号、2015 年と、昭和 20 年代から情報公開制度以前を対象とした高山征季「札幌市の情報公開制度以前における文書管理と文書館構想について」同『札幌市公文書館年報』第 9 号、2022 年がある¹²²。これらの先行研究では、第 2 部で取り上げなかった時代の文書管理について記述されているので参照していただきたい。

まず、札幌市公文書館開館までの直近の流れを簡単に整理すると、以下のようなになる。平成 19 (2007) 年度の「第 2 次札幌新まちづくり計画」に「公文書館整備基本構想」が盛り込まれた。平成 20 年に有識者による「札幌市公文書館基本構想検討委員会」が設置され、平成

¹²¹ 西垣、前掲論文、49 頁。

¹²² 他に札幌市の文書管理に関する論文では、榎本洋介「札幌市の文書保存と合併町村の引継文書」『文化資料室研究紀要』第 3 号、2011 年がある。

21 (2009) 年 6 月に「札幌市公文書館基本構想への提言」が市長へ提出された。提言では公文書館設置に向けた課題として、公文書館が十分に機能するためには一元的な公文書管理を行う条例を制定する必要性を挙げ、同年 11 月に提言の内容をほぼ全面的に取り入れた「札幌市公文書館基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、平成 23 (2011) 年 6 月には、さらに基本構想を具体化した「札幌市公文書館整備計画」を決定した。平成 24 年 6 月に札幌市における文書のライフサイクルを規定した管理条例を制定した。そして、平成 25 年 3 月に「札幌市公文書館条例」(以下「館条例」という。)を制定し、7 月に札幌市公文書館開館へと至った¹²³。

第 2 部も基本的には以上の流れを追っていくことになるが、札幌市公文書館の開館については「はじめに」で挙げたように既に先行研究が多数存在する。これらの先行研究との差別化を図るために、本稿は長期総合計画に初めて公文書館に関する項目が盛り込まれた 1990 年代前半から始める。また、関連する特定重要公文書を資料として、個々の出来事を詳述する。さらに、これらの先行研究では触れられてこなかった札幌市写真ライブラリー資料の大量移管についても述べる。

従来、先行研究で整理されている札幌市公文書館開館の経緯では、文化資料室についての動きは、ただ公文書館の母体となっただけで、ほとんど検討されてこなかった。実は、90 年代半ばから公文書館開館に至るまでの文化資料室の動きがわかる資料はほぼない。残されている資料の大半が、文書管理を所管していた総務局行政部総務課の資料である。このような資料的制約があるが、改めて今回残された資料を再検討したところ、自治体史編纂終了後に文化資料室をどうするのか、という模索が、2000 年代の公文書館設置の底流にあることが垣間見られた。

以上のことから、第 2 部は、長期総合計画に公文書館設置調査が盛り込まれた 1990 年代前半から公文書館が開館した平成 25 年までの期間を対象とする。特に 2000 年代の動きを再検討することに主眼を置き、公文書館の誕生までを叙述したい。

2.2 第 3 次長期総合計画

昭和 62 (1987) 年、公文書館法が制定され、翌年施行された。札幌市においても、公文書館法の制定以来、公文書館の設置について検討が進められてきた¹²⁴。

「公文書館設置調査」は、平成 4～8 (1992～1996) 年度実施の第 3 次長期総合計画第 2 次 5 年計画において初めて盛り込まれた。長期総合計画 (以下「長総」という。)は、札幌市にとってすべての計画の基本となる重要な計画である。昭和 44 年 3 月、地方自治法が改正され、第 2 条第 4 項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められた。この条項により各自治体で総合計画が策定されるようになり、札幌市においても、同条項に基づいて、札幌のまちづくりを総合的に進めるために概ね 20 年ごとの長総を策定するようになった。それ以後、札幌市長期総合計画 (昭和 46 年度開始)、新札幌市長期総合計画 (昭和 51 年度開始)、第 3 次札幌市長期総合計画 (昭和 63 年度開始)、第 4 次札幌市長期総合計画 (平成 12 年度開始) が策定されている。なお、昭和 51 年に長総の見直しが行われ、新長総が策定され、昭和 63 年には新長総が見直されて

¹²³ 梅藤、前掲論文、『札幌市公文書館年報』、78～79 頁。

¹²⁴ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、29 頁。

第3次長総が策定された¹²⁵。

各長総では、さらに長総を実施するための5年計画やまちづくり計画が策定された。長総では第1次5年計画（計画期間：昭和46～50年度）、新長総においては第1次5年計画（昭和51～54年度）・第2次5年計画（昭和55～59年度）・第3次5年計画（昭和59～63年度）、第3次長総では第1次5年計画（昭和63～平成4年度）・第2次5年計画（平成4～8年度）・第3次5年計画（平成8～12年度）、第4次長総では第1次5年計画（平成12～16年度）・札幌新まちづくり計画（平成16～18年度）・第2次札幌新まちづくり計画（平成19～22年度）・第3次札幌新まちづくり計画（平成23～26年度）が策定されている¹²⁶。

第3次長総第2次5年計画の「施策の体系図」で初めて、「市民交流－市民参加の推進－情報公開の推進－公文書館設置調査」¹²⁷が位置付けられた。札幌市では、既に公文書館法施行と同じ昭和63年に札幌市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）が制定されており、第2次5年計画では「市政への信頼を保ち、市政をより開かれたものとするため、情報公開の推進をはじめ、公文書館などの設置について検討を進める。」¹²⁸と、情報公開と関連付けて公文書館検討が始まっていることが推測される。なお、後の長総では公文書館関連の所管が総務局とはっきりしていることと、上記のような位置付けから、この時の所管も総務局であると考えられる。

さらに、平成8～12年度実施の第3次5年計画においても「公文書館の基礎調査」が盛り込まれたが、「事業の体系」によると「市民交流－市民参加の推進－開かれた市政の推進－公文書館の基礎調査」¹²⁹と位置付けられており、第2次5年計画の「情報公開の推進」から、より積極的な「開かれた市政の推進」へ変化している。また同時に「文化・芸術－文化・芸術環境の整備－歴史的文化の保存・承継－公文書館の基礎調査」¹³⁰にも位置付けられた。同じく「文化・芸術－文化・芸術環境の整備－歴史的文化の保存・承継」の体系に位置付けられている事業には「新札幌市史の刊行」・「さっぽろ文庫の刊行」があり、札幌市の考える「公文書館」の位置付けに歴史的文化の保存が付け加えられたことが推察される。しかし、この計画は、平成9年度の事業再評価プログラムにおいて、厳しい財政状況の中、急を要する事業ではないとして先送りされてしまった¹³¹。

2.3 歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査

平成12～16年度実施計画の第4次長総第1次5年計画においては、一転して「公文書館」という言葉が消えるが、「文化、芸術の振興」の「学術的活動の振興」に「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査」が盛り込まれた¹³²。これは、「公文書館法の主旨からして、公文書館に関する基礎的な調査を継続する必要がある」と判断されたからであり、既往予算内

¹²⁵ 同『新札幌市史』、第5巻、通史5（下）、35～38、43～44頁。

¹²⁶ 同上、37頁。札幌市「第2次新まちづくり計画」(<https://www.city.sapporo.jp/chosei/new-plan/index.html>)、2023年5月30日閲覧。同「第3次札幌新まちづくり計画」(<https://www.city.sapporo.jp/chosei/3-new-plan/index.html>)、2023年5月30日閲覧。

¹²⁷ 札幌市企画調整局企画部調整課編『第3次長期総合計画 第2次5年計画（平成4～8年度）』札幌市、1992年、99頁。

¹²⁸ 同上、98頁。

¹²⁹ 札幌市企画調整局企画部調整課編『第3次長期総合計画 第3次5年計画（平成8～12年度）』札幌市、1996年、116頁。

¹³⁰ 同上、88頁。

¹³¹ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書－公文書館の設置に向けて－』、10頁。

¹³² 札幌市企画調整局企画部調整課編『第4次札幌市長期総合計画 第1次5年計画（平成12～16年度）』2000年、

で対応することとなった¹³³。

一方、平成14年、市議会に対して「札幌市及び市民が所有する図書・資料等の収集と保管・公開を行う機能（施設）の整備に関する陳情」が提出され、陳情第628号として3月20日に受理された。この陳情には、「公文書」や「公文書館」という言葉は出てこない。求められているのは、札幌市及び市民が所有する「図書」・「資料」を収集・公開する「多目的資料センター又は多目的図書館」であった。陳情第628号は、6月14日に文教委員会に置いて審査された。陳情提出者の冒頭の発言からは、所有者の高齢化による行き場のない図書・資料を所有・公開する施設を一番に要望しているよう読み取れるが、委員の方から「公文書館」について話が振られ、それを踏まえて陳情者は「資料センターは公文書資料館もひっくるめて、ひとつ幅広い方向でやっていただきたい」と発言している。陳情には文化資料室のことも挙げられており、教育委員会の大西洋一総務部長¹³⁴は、教育委員会で陳情の要望するような施設を行うには限界があり、文化資料室は市史編纂事業の終了後、次の市史編纂に備えての資料収集・整理を主な業務にして、縮小していく方向で考えていると述べた（「文教委員会会議録（概要）」¹³⁵）。陳情は平成15（2003）年2月21日採択され、文教委員長より、「理事者から、歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査の中で、私文書を含めた収集のあり方について一体的に検討を進めてきた。今後は、他都市等の状況調査を検討するほか、施設や体制の問題、既存施設との役割分担、収集の基準等について引き続き検討を進め、現5年計画の中で方向性を定めていきたい。旨の答弁があ」ったことが報告された¹³⁶。

陳情第628号も追い風となり、平成16（2004）年4月、文書管理を所管する総務局行政部

【公文書館における各機能の必要性の評価】

表2

必要性の評価：◎必須，○必要，△一部必要，▲選択

機能	必要性の評価	説明
公文書収集・保管・整理・展示機能	◎	・ 公文書館の基本的な機能として必須
行政資料等公開機能	◎	・ 一般的に公文書館で収集・公開されており、閲覧の利用も多い。
私文書収集・保管・整理・展示機能	○	・ 歴史文化遺産として公文書とともに保存していくことが必要 ・ 議会陳情が採択されている。
図書館機能	△	・ 歴史資料の調査・研究に必要となる一定範囲の参考図書は必要
現用文書保存機能	▲	・ 施設として確保できるスペースに左右される。 ・ 最大でも一定年限を経過した永年保存文書のみ ・ 組織的な統合も選択肢の一つ
情報公開機能	▲	・ 公文書館とは、目的・制度の性格が異なり、事務処理の共通性も少ない。 ・ 取次機能のみ有することも考えられる。
市史編さん機能	○	・ 今後も市史編さんに必要となる資料の収集、整理及び資料に基づく編さん刊行を継続していく必要がある。
写真ライブラリー	▲	・ 文化資料室において保管されている写真と合わせ、内容の充実を図ることが可能 ・ 文書や写真などの組合せによる展示により、より広い範囲の市民利用を促すことが可能

総務局行政部総務課・教育委員会生涯学習部文化資料室『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』2004年、44頁。

総務課（以下「総務課」という。）は、文化資料室との共同による『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』（以下『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』という。）をまとめた。本報告書は、1 調査の背景、2 本市の歴史的公文書等の状況、3 資料館の現状と課題、4 公文書館の必要性、5 他都市の比較、6 公文書館の機能、7 施設整備、8 事業推進体制、9 歴史的資料の収集・公開、10 今後の検討から成る。3 でいう「資料館」とは、札幌市資料館のことであり、主に文化資料室についての現状と課題が検討されている。本報告書では、札幌市の状況を踏

45 頁。

¹³³ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、10 頁。

¹³⁴ 教育委員会総務部長の名は札幌市議会事務局総務課『札幌市機構図』2002 年、96 頁で確認した。

¹³⁵ 現用公文書（簿冊）『公文書館基本構想策定資料』札幌市総務局行政部公文書館所管、簿冊整理番号 146663。

¹³⁶ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、10～12 頁。

まえて、公文書館を設置した場合の各機能の必要性が評価された。その結果は、必須と評価されたのが「公文書収集・保管・整理・展示機能」と「行政資料等公開機能」で、特に「非現用文書の中から歴史的価値のある公文書を評価選別、整理、保存、一般の利用に供すること、歴史資料に関する調査・研究を行うことは、公文書館の基本的な機能として必須のものである。」と他項目よりも強い言葉で記されている。次に必要とされたのは「私文書収集・保管・整理・展示機能」と「市史編さん機能」である。「図書館機能」は歴史資料の調査研究に参考図書が必要だとして一部必要と評価され、「現用文書保存機能」・「情報公開機能」・「写真ライブラリー」の3機能は選択とされた¹³⁷。

公文書館の事業推進体制として、「現在、文書管理については行政部が所管し、公文書館に関する調査研究を進めているが、実際の歴史的公文書の評価選別作業は教育委員会文化資料室が担当しており、これまでの歴史資料の収集実績を有している。このため、文化資料室を活用し、これを母体として事業を推進していくことも考えられる。」と、ここで初めて明確に“文化資料室母体の公文書館”という案が示された。さらに、「公文書館において保存する歴史的公文書は、本市の全部局を対象とするものであり、これらの管理は、市長部局において担当することが適当であることから、文化資料室を母体として事業推進体制を整備するのであれば、機構を市長部局に移管することも検討すべきと考えられる。」¹³⁸と、後年実施される文化資料室の教育委員会から総務局への移管が示唆されている。

同年5月、総務課は、今後は報告書を基に、1 資料収集・整理の先行実施、2 資料の収集・保管のためのスペースの確保、3 推進体の整備、4 施設整備方法の検討を行うことを決裁している（「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書の策定について」¹³⁹）。その後の札幌市の公文書館設置をめぐる動きをみると、この報告書を基に、公文書館基本構想検討委員会へと繋がる案が検討されていったと考えられる。

また、当時の札幌市全庁での動きも見逃せない。平成15（2003）年6月、44年ぶりに市職員出身ではない上田文雄が市長選挙で当選した。上田市長は7月に施政方針「さっぽろ元気ビジョン」を発表し、市民自治・まちづくり・市役所改革の3つのプランから成る「さっぽろ元気プラン」を策定して、これまでの5年計画を見直した¹⁴⁰。こうして、平成16～18年度実施の第4次長総新まちづくり計画において、「まちづくりの大切な視点」として1つ目に挙げられたのが「市民自治の推進」である¹⁴¹。そして、平成18（2006）年には、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とした札幌市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）が制定された。自治基本条例は、公文書館基本構想や管理条例に影響を与えることになる。

2.4 文化資料室の模索

さて、公文書館設置に向けて、上記のような展開が見られていた時に、文化資料室ではどのような動きがあったのだろうか。先述したように、文化資料室の関連する資料はほとんど残されていない。一部の資料からその断片がわかるだけである。ここでは資料の断片を継ぎ合わせて垣間見られる2000年代の文化資料室の行く末を巡る事柄を整理する。

¹³⁷ 同上、39～44頁。

¹³⁸ 同上、53頁。

¹³⁹ 特定重要公文書『歴史的公文書の収集に関する起案等』簿冊コード2015-0180、札幌市公文書館所蔵。

¹⁴⁰ 上田文雄「はじめに」札幌市企画調整局企画部調整課編『札幌新まちづくり計画（平成16～18年度）』2004年。

¹⁴¹ 札幌市企画調整局企画部調整課編『札幌新まちづくり計画（平成16～18年度）』2004年、11頁。

前提として、当時の文化資料室の置かれていた状況について述べるが、2000年代は、平成14年に『さっぽろ文庫』の完結、平成20年に『新札幌市史』の完結と、文化資料室の設置目的となった事業が相次いで完結を見、その存在意義が問われていたと思われる。平成14年の陳情第628号の審査では、まさに、教育委員会が文化資料室の縮小を発言している（「文教委員会会議録（概要）」¹⁴²）。このような状況下で、文化資料室にとって生き残るための強みとなったと思われる事柄を、先の『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査報告書』から見出すことができる。それは、大量の資料を所蔵していたことと、歴史的公文書の評価・選別を既に開始していたことの2点である。報告書には、「本市において公文書館を設置するとした場合、市史編さん資料として文化資料室において所蔵している約70,000件の資料を移管する必要がある。」¹⁴³とあり、当然、文化資料室とは別に公文書館を設置するならば、資料の大量移管という課題が生じたと思われる。また、同報告書では、“文化資料室母体の公文書館”という案が示されているが、理由として、歴史的公文書の評価・選別作業の実績が挙げられており¹⁴⁴、高く評価されていることが推測される。そもそも、同報告書作成を総務課と共に文化資料室が行うことができたのは、歴史的公文書の評価・選別作業を担当し、歴史資料の収集実績を有していた¹⁴⁵からであったと考えられる。

文化資料室が試行していた歴史的公文書の評価・選別とはどのようなものだったのか。（制度上確立された評価・選別とは異なるため、以下「試行選別」と表記する。）『さっぽろ文庫』・『新札幌市史』の完結が既に見通せた平成13（2001）年、文化資料室で試行選別が始められた¹⁴⁶。既に昭和63年の文書管理システムの稼働時には文化資料室の選別と移管が実装されていたが、平成13年まで試行選別は実施されていない。それまでも廃棄予定簿冊からの収集は行われていたが、未整理のまま庁外書庫である文書保存センターに残されたままとなっていた¹⁴⁷。

平成13年度から開始された試行選別は、文化資料室事務職員が担当し、手順は全庁の廃棄予定リストが文化資料室へ送付され、リストを元に文化資料室が一次選別を行い、市政情報センターが全庁へ廃棄予定・引継予定リストを送付し、引継簿冊は文化資料室へ仮収蔵されるという方法であった。本来は、その後に文化資料室で現物を確認して二次選別を行い、引継文書を確定させるという作業も想定されていたが、これらの作業までは行きついていなかった。この時点で明確な収集基準は定められておらず、専ら市史編纂事業の経験によって選別されていた。また、当時の文書の保存年限は10年を超えるものはすべて永年保存となっており、この永年保存として保存されているものの中にこそ、歴史的に価値のある文書が多く含まれていると考えられていた¹⁴⁸。この試行選別は、平成12年に制定された札幌市公文書管理規則（以下「公文書管理規則」という。）で規定されたものでも、文化資料室の事務分掌に定められたものでもなかった。文化資料室の事務分掌に「歴史資料及び文化資料の調査・収集並びに歴史的価値を有する公文書調査・保存に関すること。」と、「歴史的価値を有する公

¹⁴² 現用公文書（簿冊）『公文書館基本構想策定資料』。

¹⁴³ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、37頁。

¹⁴⁴ 同上、53頁。

¹⁴⁵ 同上。

¹⁴⁶ 武田雅史「札幌市文化資料室における公文書の移管状況」札幌市文化資料室『文化資料室ニュース』第9号、2009年。

¹⁴⁷ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、15～16頁。

¹⁴⁸ 同上、16～18頁、21～23頁。

文書調査・保存」が追加されたのは平成 14 年のことである¹⁴⁹。

さて、平成 16 年 4 月の『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査報告書』と時を同じくして、同年から実施の第 4 次長総新まちづくり計画では、施策体系別計画において、「基本目標 4 芸術・文化、スポーツを発信する街さっぽろ」の「施策 4 文化遺産の保存・活用と伝統文化、先住民族文化の継承」で、総務課によって「歴史的公文書等収集保存事業」が盛り込まれた¹⁵⁰。事業内容は、「歴史的資料として重要な価値を有する公文書や私文書などを収集・保存・公開する「公文書館」機能の整備に向けて、公文書の評価選別や市民が保有する歴史的資料の収集を行い、資料の分類整理などを進めます。」とされている¹⁵¹。文化資料室は、総務課から本事業に計上していた予算を一部委託され、4 月から試行選別をさらに進めることとなった。さらに同年 7 月、総務課は陳情第 628 号の採択を受けて、歴史的公文書事業において私文書の収集も開始することにし、事業全体の統括は総務課が担当し、収集・整理作業は文化資料室が担当することとなった（「歴史的公文書等保存事業における私文書の収集開始について（方針伺）」¹⁵²）。平成 17 年度からは文化資料室に歴史資料整理員 2 名が配置され、事務職員と共に試行選別を担当することとなった¹⁵³。

新まちづくり計画の基本目標 4 施策 4 には「文化資料室の移転」も盛り込まれた¹⁵⁴。「文化資料室の移転」は札幌市資料館の狭隘化を理由としているが、移転先の旧豊水小学校（平成 16 年廃校）校舎は、『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査報告書』において、公文書館の設置に既存施設を活用した場合の候補として挙げられた施設であり、他の施設と比べてデメリットの少ない判断が示されていた¹⁵⁵。文化資料室は、平成 18 年に旧豊水小学校へと移転した¹⁵⁶。

平成 19 年 4 月、機構改革により文化資料室は教育委員会生涯学習部から総務局行政部へと移管された¹⁵⁷。『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』で指摘された「文化資料室を母体として事業推進体制を整備するのであれば、機構を市長部局に移管することも検討すべき」¹⁵⁸を実行した結果だとみられる。これにより“文化資料室母体の公文書館”が開館した時には、総務課と一体となって全庁の公文書管理に関わることが可能となった。この時点で、“文化資料室母体の公文書館”という既定路線が内定したと考えられる。

当該年度は、『新札幌市史』編纂事業の最終年度であった。『新札幌市史』編纂作業が大詰めを迎える中、文化資料室は 3 回に及ぶ「公文書館に関する職員研修会」を開催している。それぞれの概要は、第 1 回は 8 月 28 日に新札幌市史編集協力員を務める鈴江英一元国文学研究資料館史料館館長による「札幌市の公文書館は何をめざすのか」、第 2 回は 11 月 13 日に札幌市史編集委員である白木沢旭児北海道大学大学院文学研究科教授による「札幌市公文書館に期待するもの—利用者の視点から—」、第 3 回は平成 20 年 3 月 18 日に大濱徹也国立公文書

¹⁴⁹ 同上、16 頁。札幌市教育委員会行政組織規則。

¹⁵⁰ 同『札幌新まちづくり計画（平成 16～18 年度）』、139 頁。特定重要公文書『歴史的公文書の収集に関する起案等』。

¹⁵¹ 同『札幌新まちづくり計画（平成 16～18 年度）』、139 頁。

¹⁵² 特定重要公文書『歴史的公文書の収集に関する起案等』。

¹⁵³ 武田、前掲。

¹⁵⁴ 同『札幌新まちづくり計画（平成 16～18 年度）』、138 頁。

¹⁵⁵ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、52 頁。

¹⁵⁶ 『札幌市公文書館年報』第 9 号、1 頁。

¹⁵⁷ 竹内啓「アーカイブズ新時代の地方公文書館とは—公文書管理条例を中心に—」『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第 5 号、2013 年、33 頁。

¹⁵⁸ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、53 頁。

館特別参与による「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」である¹⁵⁹。北海道立文書館での勤務経験もある鈴江は、『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』が策定される直前の平成16年1月にも文化資料室で「公文書館への道／札幌」という題のレクチャーを行っていた¹⁶⁰。文化資料室では、市史編纂を行いながらも編纂終了後の“文化資料室母体の公文書館”実現のために、職員研修を実施し、アーカイブズへの知見を積み上げていったことが窺われる。鈴江は、「札幌市の公文書館は何をめざすのか」問いかけた講義の中で、「札幌市の公文書館を作るという計画は、(中略)自治体史編集の後の遺産をどう活用するかということで公文書館を作る、アーカイブズを作るというタイプの一つだろうと思います。ただ、市史の延長ということだけでは、アーカイブズはできないと思うわけです。」と述べ、「市史編さんの機能というのがそのままアーカイブズに移るものではないということです。アーカイブズはやはり市史編さんとは違う事業です。(中略)札幌市にアーカイブズがどうしても必要だという決定的な理由にはならないと思います。やはり新しい事業として、公文書館というものがどうしても必要だという必然性というものをこれから十分に市民に対して説明する必要があるだろうと思います。」と述べている¹⁶¹。

第3回の「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」で大濱は、歴史的資料の所蔵施設である公文書館ではなく、自治の砦としての公文書館という構想を提示した¹⁶²。講義後の質疑応答で、大濱は「文化資料室は「市史」で収集した諸資料を提供できるような形にはしておくが、これからはその収集をしない。公文書に集中する。」¹⁶³などと発言し、それらの発言に対して各質問者によって様々な意見表明や質問がなされた。質問者の中には「文化資料室の動き方はいろいろあるのだろうと思います。(中略)ただ、今後公文書館として動いていく以上、どういう公文書館がいいのかなという考え方で見ていかなければならないだろうと思っています。」¹⁶⁴という発言があり、文化資料室においても、どのような公文書館を目指すのかという点で模索中であったことが窺える。なお、鈴江、白木沢、大濱の3人は、後に公文書館基本構想検討委員に就任することになる。

同年3月25日に『新札幌市史』は最終巻の刊行があり、大濱の講義の10日後である28日に「新札幌市史完結記念シンポジウム—史料から歴史を探る—」が催された。パネルディスカッション「新札幌市史をどう継承するか」で海保洋子編集長は、今後の課題として「市史編集室の常設化、地域史編集のセンター的役割」を期待する発言をしている¹⁶⁵。また田端宏北海道史研究協議会会長は「文書館なしに民主主義はあり得ない」と、行政の説明責任を果たす場としての文書館設立を要望した¹⁶⁶。

平成20年の文化資料室は、公文書館の母体となることが既定路線として内定していたとみられるが、公文書館の性質については模索段階であったと言えるだろう。

¹⁵⁹ 同『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第1号、2009年、1～85頁。

¹⁶⁰ 鈴江英一「公文書館に関する職員研修会議録〈一〉札幌市の公文書館は何をめざすのか」『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第1号、1頁。

¹⁶¹ 同上、2、13頁。

¹⁶² 大濱徹也「公文書館に関する職員研修会議録〈三〉札幌市公文書館が負うべき責務と課題」『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第1号、59～72頁。

¹⁶³ 同上、81頁。

¹⁶⁴ 同上、83頁。

¹⁶⁵ 同『新札幌市史完結記念シンポジウム—史料から歴史を探る—』8頁。

¹⁶⁶ 同上、9頁。

2.5 旧写真ライブラリー資料の移管

札幌市写真ライブラリー（以下「写真ライブラリー」という。）は、かつて存在していた札幌市の文化施設である。札幌市公文書館には、写真ライブラリー廃止時に文化資料室へ移管された写真資料（以下「旧写真ライブラリー資料」という。）を 29,468 点所蔵している（令和 4（2022）年 12 月末現在）。現在の札幌市公文書館にとって、旧写真ライブラリー資料は閲覧請求の多い一大資料群である¹⁶⁷。写真ライブラリーが廃止され所蔵資料が移管されたのは、文化資料室が『新札幌市史』の編纂事業を終え、公文書館設置に向けて検討している時期であった。写真ライブラリーは札幌市公文書館の所蔵資料の来歴として重要な施設であることから、本章では、2 部の本筋からは一時離れるが、写真ライブラリーの設置・廃止の経緯と文化資料室への資料の移管について記述する。

昭和 63 年、市民から写真美術館設立について市長への提言や要望書が提出された。市役所ではこれらの要望を背景として、市民局生活文化部が案を作成し、関係部長会議や市長助役会議を経て、平成元年 4 月 1 日に写真ライブラリー準備室（以下「準備室」という。）を旧永山武四郎邸に開設させた（「[これまでの経過]」¹⁶⁸）。「札幌は誕生から現在まで写真によって記録されている数少ない都市」であるにもかかわらず、「道内には写真を専門に収集・保存する施設がなく、（中略）殆ど系統的な収集・保存は行われていない。」また「庁内においても、報道・記録等多くの写真が撮られているが一部には消失・散逸がみられ、永久保管や利用が非常に難しくなっている現状」から、「すでに歴史的価値をもっている写真、今後発生する写真を系統的に収集・保存し、その活用を充分にはかり、更に次代へ引き継いでいく方策が必要」であるとし、当面、準備室は行政写真を中心に収集・整理し、将来的には民間保有の写真発掘を行って収集範囲と、展示・閲覧・貸出へと機能を拡大することを目標とした（「写真ライブラリー準備室の設置について」¹⁶⁹）。

この時期、サッポロビール工場跡の再開発が進められており、同年、サッポロビールから写真文化施設の基本構想が提出された。市とサッポロビールとの交渉が進んでいた（「[これまでの経過]」）平成 3 年 6 月には、さらに陳情第 14 号「写真美術館設置に関する陳情」が市議会に提出されている。そして、同年 7 月に「写真ライブラリーの設置について」の方針伺いが決裁され（「写真ライブラリーの設置について（方針伺い）」¹⁷⁰）、札幌市写真ライブラリー条例の制定を経て、平成 5（1993）年 4 月、サッポロビール工場跡にオープンしたサッポロファクトリー内の赤レンガ館に、地方自治法第 244 条にある「公の施設」として写真ライブラリーは開設した（「写真ライブラリーの設置について（方針伺い）」¹⁷¹、「札幌市写真ライブラリー条例を廃止する条例案の提出等について」¹⁷²）。写真ライブラリーは「写真を公共的な資料として専門に収蔵する北海道では初めての施設」¹⁷³であり、常設展示室と市民に写真作品の発表の場を提供する貸ギャラリーを設置していた。写真ライブラリーでは、開拓から現代までの札幌の歴史や風俗を物語る写真を収集・保存していた。開設前の写真収集状況は、

¹⁶⁷ 梅藤、前掲論文、2023 年。

¹⁶⁸ 現用公文書（簿冊）『写真ライブラリー設置方針』簿冊整理番号 165770、札幌市市民文化局文化部文化振興課所管。

¹⁶⁹ 同上。

¹⁷⁰ 同上。

¹⁷¹ 同上。

¹⁷² 現用公文書（簿冊）『写真ライブラリー廃止関係 2』簿冊整理番号 165787、札幌市市民文化局文化部文化振興課所管。

¹⁷³ 『札幌市写真ライブラリー』パンフレット、札幌市公文書館所蔵。

整理済みが定点撮影写真 3,830 点、市広報課写真 10,549 点、道立文書館写真 50 点、民間寄贈写真 4,241 点の合計 18,670 点。さらに、市広報課写真約 4 万点、区広聴係写真約 14 万点、文化資料室写真約 3 千点、個人寄贈写真 7 千点のから整理対象写真を選択するとしており、オープン時には所蔵写真は約 3 万点となる予定であった（「(仮称) 札幌市写真ライブラリー運営基本方針(案)」¹⁷⁴)。開館時の写真ライブラリー所蔵写真の多くが札幌市所蔵写真であったと言える。これらの所蔵写真は閲覧・複写が可能であった¹⁷⁵。

ところで、写真ライブラリーは写真専用施設であったが、文化資料室においても『さっぽろ文庫』刊行のために、写真ライブラリー開設前から写真の収集をしていた。『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』が平成 16 年に策定された時点では、文化資料室で写真のカード化を進めており¹⁷⁶、同報告書では写真ライブラリーとの機能の重複が指摘されている。「写真ライブラリーについては、文化資料室において保管されている写真と収集対象が重なることから、歴史資料として双方を合わせ内容の充実を図ることも可能である。

(中略)しかし、現状の写真ライブラリーは、ギャラリー施設を活かした写真芸術の発信の場としての機能もあるため、今後、そのあり方を検討しつつ、公文書館との連携方法を検討していくべきである。」¹⁷⁷と写真ライブラリーの在り方について提案がなされている。

しかし、同報告書が、文化資料室と異なる写真ライブラリー独自の機能として評価した「ギャラリー施設を活かした写真芸術の発信の場」が、平成 19 年 9 月に公表された「札幌市行政評価外部評価報告書」(以下「外部評価」という。)において、サッポロファクトリーの賃貸料が高額な一方、使用料が安価すぎることで、ギャラリーは民間に大量にあることから、行政が行う必要性がないと判断された。また、歴史写真保存事業は必要な事業であるとされたが、他施設に代替可能であると指摘された。他に入館者の減少などもあり、写真ライブラリーは外部評価で現施設を使用する必要性は全くないとされてしまった。所管する観光文化局文化部が検討の結果、現行の指定管理者制度期間が終了する平成 21 年度末で、写真ライブラリーは廃止することを決め、平成 20 年 12 月 11 日に廃止方針が決裁された。そして、所蔵写真は類似の業務を行っている文化資料室へ移管されることとなった。移管される側である総務局は、文化資料室所蔵資料と共に旧写真ライブラリー資料が利用されることで、情報提供の質的向上が図られ、市民サービスがより高度化すると、この移管に積極的意義を見出していた(「札幌市写真ライブラリーの廃止について(方針決裁)」¹⁷⁸)。写真ライブラリー所蔵資料のうち、権利関係が未整理等のために市民の利用に供することができない写真は引き続き観光文化局文化部が所管し、文化資料室へは市民の利用に問題のない写真が移管されることとなった。ただし、写真ライブラリーが行っていた複写サービスに関しては、文化資料室は公の施設ではないために、同水準で行うことができないという課題が残された(「札幌市写真ライブラリー及び写真ライブラリー展覧会事業の廃止について」¹⁷⁹)。写真ライブラリーは平成 22 (2010) 年 1 月 31 日に廃止された¹⁸⁰。観光文化局文化部と文化資料室は平成 21 (2009) 年 1

¹⁷⁴ 現用公文書(簿冊)『写真ライブラリー設置関係 2』簿冊整理番号 181866、札幌市市民文化局文化部文化振興課所管。

¹⁷⁵ 『札幌市写真ライブラリー』パンフレット。

¹⁷⁶ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、24 頁。

¹⁷⁷ 同上、43 頁。

¹⁷⁸ 現用公文書(簿冊)『写真ライブラリー廃止関係 2』。

¹⁷⁹ 同上。

¹⁸⁰ 竹内啓「札幌市写真ライブラリーの廃止とその所蔵資料の移管について」札幌市文化資料室『文化資料室ニュース』第 10 号、2010 年。

月頃から資料移管の調整を重ね（「写真ライブラリー廃止に伴う作業スケジュール【資料移管先：文化資料室】」¹⁸¹）、平成22年2月19日に、文化資料室への旧写真ライブラリー資料約3万点の移管が完了した。これによって、文化資料室の写真資料は一気に7万2千点に跳ね上がった¹⁸²。

写真ライブラリーの廃止方針の決定から廃止後の資料移管までの時期は、次章で述べる公文書館基本構想の検討の始まりから策定までと同時期である。この旧写真ライブラリー資料の大量移管のような規模のものは、それまでの文化資料室の業務の中では確認できておらず、公文書館開館より一足先に文化資料室が組織アーカイブズの役目を担った例と言えるだろう。後に移管された写真も含む現在の公文書館が所蔵する旧写真ライブラリー資料が、元々札幌市が著作権者である行政写真で主に構成されていることから、この時の移管写真も多くは同様であったと思われる。これらは紛うことなき親組織のアーカイブズであり、「公文書中心」の公文書館が所蔵するに適した資料である。

2.6 札幌市公文書館基本構想

『新札幌市史』編纂事業の最終年度である平成19年度から開始された第4次長総第2次札幌新まちづくり計画の「計画体系」において、「政策目標5文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街—重点課題1札幌の特色を活かした文化芸術の振興—施策3文化遺産の保存・活用と伝統文化、先住民族文化の継承」に「公文書館整備基本構想策定」が総務局行政部事業として盛り込まれた。事業内容は「重要な価値を有する公文書などを収集・保存し、市民の利用に供するとともに、調査研究を行う公文書館の整備基本構想を策定します。」とし、達成目標は平成21年策定とされた¹⁸³。これに基づいて、どのような公文書館を作るのか、公文書館基本構想（以下「基本構想」という。）の検討が本格化することになる。

基本構想の策定過程については、主管した総務課庶務係の担当者である石川芽衣による論稿に詳しくまとめられている。石川の論稿によると、検討に着手したのが平成19年度で、他都市調査や職員研修を実施した¹⁸⁴。この職員研修とは、文化資料室で開催された鈴江・白木沢・大濱による研修会を指していると考えられる。平成20年度から、有識者による公文書館基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されて6回の会議を重ねた。同時期に、市民利用会議も3回開催されている。平成21年に検討委員会が「札幌市公文書館基本構想への提言」を市長に提出し、これを基に素案が作成されてパブリックコメントを実施し、基本構想を策定した¹⁸⁵。基本構想策定後に総務課文書事務担当係長を務めた高井俊哉が、基本構想について分析を行っている¹⁸⁶。基本構想によって、管理条例制定へと札幌市は向かうことになるのだが、同時期には国で公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）制定の動きがあり、高井は「新たな公文書館の設置を検討している時期に、そのような法制化の動きがあれば無視できないのは当然の成り行きである。」¹⁸⁷と、同時期だったために管理条例が制定されることになったと指摘している。

¹⁸¹ 現用公文書（簿冊）『写真ライブラリー廃止関係2』

¹⁸² 竹内、前掲、『文化資料室ニュース』第10号。

¹⁸³ 札幌市市民まちづくり局企画部調整課編『第2次札幌新まちづくり計画（平成19～22年度）』、2008年、11、73頁。

¹⁸⁴ 石川、前掲論文、11頁。

¹⁸⁵ 同上、11、13～22頁。

¹⁸⁶ 高井、前掲論文、2015年、24～27頁。

¹⁸⁷ 同上、24頁。

さて、札幌市公文書館には、令和元（2019）～2年に移管された公文書館基本構想に関する特定重要公文書が14冊所蔵されている。本章では、これらの簿冊内容を調査し、基本構想の策定過程を検証し直したいと思う。

表3 公文書館基本構想関連の特定重要公文書一覧

簿冊コード	簿冊名称	開始年度	完結年度
2019-0018	公文書館基本構想検討委員会（市民利用会議委員選考関係）	2008年度	2008年度
2019-0019	公文書館基本構想検討委員会（市民利用会議関係）	2008年度	2008年度
2019-0025	公文書館基本構想検討委員会（会議資料・会議録）	2008年度	2009年度
2019-0268	公文書館基本構想への市民意見・要望	2008年度	2008年度
2020-0012	公文書館基本構想検討委員会（市民利用会議ほか）	2008年度	2009年度
2020-0013	公文書館基本構想検討委員会（会議資料）	2008年度	2009年度
2020-0014	公文書館基本構想検討委員会（会議録最終版）	2008年度	2009年度
2020-0015	公文書館基本構想策定資料 1	2008年度	2009年度
2020-0059	公文書館基本構想策定資料 2	2009年度	2009年度
2020-0060	公文書館基本構想検討委員会（設置・委員選任・廃止等）	2008年度	2009年度
2020-0169	公文書館基本構想検討委員会（会議資料・会議録・準備段階資料）	2008年度	2009年度
2020-0407	公文書館基本構想策定資料（パブリックコメント・市民周知事業）	2009年度	2009年度
2020-0408	公文書館基本構想検討委員会（事前検討）	2008年度	2009年度
2020-0413	公文書館基本構想検討委員会（準備等の資料）	2008年度	2009年度

平成20年6月27日付の総務課「公文書館構想の検討について」には、「1 関係課長会議の開催」、「2 検討委員会の設置」、「3 施設整備」、「4 公文書管理に関する関係規定の整備」と記されている。関係課長会議は、「企画調整システムで検討、意思決定していくため、システム構成部局の課長職レベルによる庁内会議を設置する。」とあり、メンバーには文化資料室も含まれている。7月16日付の関係課長会議資料1「公文書館基本構想の検討について」では、平成20年度の取組として、1 専門的見識や市民意見を反映させるための検討委員会の設置、2 施設整備手法の検討、3 公文書管理に関する関係規定の整備が俎上に載せられている。施設整備手法の検討では、市有施設の跡利用や写真ライブラリーを含む類似施設との機能整理を検討するとしている。また、検討スケジュール案も示された¹⁸⁸。

この時期の事前準備資料には、「公文書館構想策定に当たっての方針（素案の（案））～基本コンセプト」において、設置目的に「※行政系アーカイブズを目指す（歴史系ではない）説明責任を果たすためのもの 公文書を後世に残す」とある。また、また、「公文書館基本構想の検討にあたって」では「公文書館基本構想策定についての確認（1）目的」で「公文書を中心とした資料を収集・保有する施設を目指す」とされていた¹⁸⁹。

¹⁸⁸ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（事前検討）』簿冊コード2020-0408、札幌市公文書館所蔵。

¹⁸⁹ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（会議資料・会議録・準備段階資料）』簿冊コード2020-0169、

こうして、同年7月30日に総務課庶務係によって起案された「札幌市公文書館基本構想の策定について」の方針伺いが8月5日市長まで決裁された。ここには「重要な公文書の散逸を防止し、市民の利用に供していくために、文書管理制度を確立し、早期に公文書館施設を整備する必要があります。また、それらは、行政運営の透明性を確保し、行政の説明責任を果たすことに加え、行政と市民情報の共有化を進め、市民自治の一層の推進に寄与することとなるものであります。」と目的が記されている。ここで管見の限り初めて、管理条例で採用されることになる「重要公文書」へ繋がる「重要な公文書」という表記が見出せる。同起案文書には、それまで使われていた「歴史的公文書」という言葉はなくなり、前年度に施行された自治基本条例の影響が見られる。本起案には、文化資料室が合議に押印している。10月1日には「札幌市公文書館基本構想検討委員会について」、23日には「札幌市公文書館基本構想検討委員会について」が決裁された。委員は、前年に文化資料室職員研修会で講義を行った大濱、白木沢、鈴江と高橋孝一北海道新聞社編集局札幌圏部長、丸尾正美弁護士の5名である¹⁹⁰。

第1回検討委員会は、同年10月28日に開催され、会長に大濱、副会長に鈴江が選出された。大濱が会長に就任したことは、前年度の職員研修会で講師となった大濱・白木沢・鈴江の中で、基本構想策定の方針伺いに一番沿った考えを持っていたのが大濱だったためだと考えられる。この時点で、札幌市は、市民自治実現のために公文書を移管する施設（＝公文書館）創設を目指すことへ舵を切ったと言えるだろう。第1回は、主に理念と公文書館機能のうち評価・選別について議論された。長谷川利雄総務課長は情報提供をしっかりと行っていくために公文書館制度が必要であると説明し、それに呼応する形で、大濱はそのためには移管システムをきちんと行っていくことが重要であると説いている。また、鈴江が管理条例の必要性も指摘した。このように、「古文書」（親組織外文書や私文書を指すと考えられる）収集を想定しない公文書館構想が話し合われている（「札幌市公文書館基本構想検討委員会（第1回）会議録」¹⁹¹）。

11月25日の第2回事前打合せにおいて作成された資料「保存対象となる公文書の範囲（公文書とその他の資料）」には、「公文書等」に「個人文書（私文書）」「民間文書」の項目があったのが削除されている。これは、移管公文書に特化する方向性へ舵を切った形跡だと思われる¹⁹²。27日に開催された第2回検討委員会では、保存対象文書と公文書の評価・選別について話し合われた。ここで、公文書館に移管される公文書の名称として改めて、歴史的な公文書という意味だけでなく、もっと幅広い考え方が必要だが適切な言葉が思いつかないので当面は「重要な公文書」とすることが確認されている。また、評価・選別は公文書館のリーダーシップが重要であるともされた（「札幌市公文書館基本構想検討委員会（第2回）会議録」¹⁹³）。

こうして、基本的には事務局が提示した素案を基に、アップデートを図るような方向で委員会の議論は進んでいき、「札幌市公文書館基本構想への提言」（以下「提言」という。）の内容が検討されていった¹⁹⁴。平成21年3月24日の第5回検討委員会で事務局が提示した提言

札幌市公文書館所蔵。

¹⁹⁰ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（設置・委員選任・廃止等）』簿冊コード2020-0060、札幌市公文書館所蔵。

¹⁹¹ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（準備等の資料）』簿冊コード2020-0413、札幌市公文書館所蔵。

¹⁹² 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（会議資料・会議録・準備段階資料）』。

¹⁹³ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（会議資料・会議録）』簿冊コード2020-0025、札幌市公文書館所蔵。

¹⁹⁴ 同上。

案には、当初から、文化資料室を母体として公文書館設置準備体制を整備することがあり、委員会でこの点について話し合われることはなく、案の通り文化資料室が母体となることが提言に盛り込まれた（「札幌市公文書館基本構想検討委員会（第5回）会議録」、札幌市公文書館基本構想検討委員会（第6回）会議録」¹⁹⁵）。

基本構想関連簿冊のすべての起案文書は、行政部総務課庶務係によって起案されているため、基本構想策定において、主管となったのが総務課庶務係であることがわかる。しかし、起案文書の合議には文化資料室が押印し、会議・委員会にも文化資料室が出席している。また、綴られているメールから、検討委員会会議資料は、庶務係だけではなく、文化資料室が作成し、時には総務課文書担当係や行政情報課も共に作成していたらしいことがわかる。庶務係と文化資料室が頻繁に打合せしていたメールやレジュメ等も見つかっている¹⁹⁶。基本構想は総務課のみで進められたわけではなく、文化資料室と共同で進めていたことが推測できる。

市民利用会議の意見も取り入れる形で、6回の検討委員会を経て作成された提言は、平成21年6月17日に上田市長へ提出された。提言では、札幌市における公文書館の設置の意義を、(1)市民自治の推進、(2)効率的で公正かつ透明性の高い行政運営の確保、(3)「札幌」を知る場、とした¹⁹⁷。公文書館の機能としては、評価・選別機能を1番目に取り上げ、「評価・選別は公文書館の主たる業務である」としている。2番目の利用普及機能の中では「公文書館は、情報公開制度と両輪となって、市民の知る権利や情報を自由に得ることを保障するとともに、市の説明責任を果たしていく仕組みである。」とされている¹⁹⁸。3番目には調査研究機能が示された¹⁹⁹。公文書館設置に向けた課題としては、「公文書の作成から利用までのライフサイクルを定めた公文書管理条例を制定する」ことが提案され、公文書館が十分に機能していくために「公文書管理体制の充実強化を図ることが必要」としている²⁰⁰。そして、推進にあたっては、「文化資料室を母体とした公文書館設置準備体制の整備」が提言された²⁰¹。

この時期に、提言の手交式や議会での会派説明及び庁内説明のためとみられる「公文書館基本構想」に関する想定問答²⁰²が作成されており、関係部署の考えを知ることができる。

「質問2. 既存の公文書館と比較して、何か目新しいところは何か？」に対して「【回答】○従来の公文書館は歴史資料館的な施設と受け取られがちであるが、構想では、市政の検証により市民自治を推進する施設と明記した。」とあり、さらに、「質問23. 市史編纂さんは今後どうするのか？」に対して「【回答】公文書館の本来業務ではないと理解している」としており、公文書館の機能として、歴史資料館や市史編纂室を否定し、新しい市史編纂事業を行う場合は資料面でバックアップするとしている。

パブコメの実施を経て、総務課庶務係より同年11月27日起案した「札幌市公文書館基本

¹⁹⁵ 同上。

¹⁹⁶ 特定重要公文書『公文書館基本構想検討委員会（市民利用会議ほか）』簿冊コード2020-0012、札幌市公文書館所蔵。

¹⁹⁷ 札幌市公文書館基本構想検討委員会「札幌市公文書館基本構想への提言」平成21年6月、3～4頁（特定重要公文書『公文書館基本構想策定資料 1』簿冊コード2020-0015、札幌市公文書館所蔵、所収）。

¹⁹⁸ 同上、7頁。

¹⁹⁹ 同上、9～10頁。

²⁰⁰ 同上、13頁。

²⁰¹ 同上、15頁。

²⁰² 特定重要公文書『公文書館基本構想策定資料 2』簿冊コード2020-0059、札幌市公文書館所蔵。同簿冊には、「想定問答」の複数の版が綴られている。その中で最新の版は平成21年9月4日付の文書であると判断し、当該文書から引用した。

構想の策定について」が25日に市長決裁された²⁰³。公表された基本構想²⁰⁴を、提言と比べると、ほぼ全面的に提言の内容が取り込まれたと言える。

平成22年1月19日、総務課と文化資料室との協議において、今後の進め方について話し合われた。公文書館の施設面は総務課庶務係、管理条例は同課文書事務担当係、公文書館の運営、移管選定基準は文化資料室が主体となるという役割分担が決められている（「文化資料室との協議」²⁰⁵）。

2.7 文化資料室の廃止と札幌市公文書館の開館

検討委員会が佳境に達していた平成21年春、既に文化資料室において公文書館設置準備が動き出していた。3月、文化資料室は『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』を創刊した。この紀要は、文化資料室が「公文書館へ移行していく全過程を関係講演や論文などでできるだけ忠実に跡付けていく」ことを目的としていた²⁰⁶。創刊号には、平成19年度に行われた職員研修会講義録が収録されている²⁰⁷。この時期、文化資料室は「将来の公文書館業務を先取りしつつ、そのレベルを高めること」を喫緊の課題としていた²⁰⁸。

4月には事務分掌規則改正があり、文化資料室の業務として従来あった札幌の歴史文化に関する調査研究が削除され（「公文書館基本構想」に関する想定問答²⁰⁹）、「歴史的価値を有する公文書その他の重要な公文書の調査、移管及び保存に関すること」と、「移管」が明記された²¹⁰。同時期に文化資料室で作成された現用簿冊²¹¹には、試行選別の方法について試行錯誤していることが読み取れる文書がいくつも綴られている²¹²。

平成23年度に開始した第4次長総第3次新まちづくり計画には、総務局行政部事業として「公文書館整備事業」が盛り込まれた。事業内容は「札幌市が作成・保存している公文書のうち、保存期間が満了したものの中から、将来にわたって重要な価値を有するとして評価・選別した公文書やその他の資料を長期間保存し、市民等がそれらの文書等を広く利用・活用することができる施設として「公文書館」を整備します。」と今までよりも具体的な内容であり、平成25年度の開館が目標とされている。また、「公文書館整備事業」は、「政策目標5市民が創る自治と文化の街—重点課題1市民の主體的な地域づくりと多文化共生を推進するまちづくり—1市民自治の実践による地域づくりの支援」という自治と文化が融合した項目に位置付けられている²¹³。

²⁰³ 特定重要公文書『公文書館基本構想策定資料（パブリックコメント・市民周知事業）』簿冊コード2020-0407、札幌市公文書館所蔵。

²⁰⁴ 札幌市『札幌市公文書館基本構想』平成21年11月、札幌市総務局行政部総務課。なお、2023年6月18日現在、札幌市公文書館ホームページ上（<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/documents/kihonkouso.pdf>）でも公開している。

²⁰⁵ 特定重要公文書『公文書館基本構想策定資料 2』。

²⁰⁶ 長岡大「創刊にあたって」同『文化資料室研究紀要』創刊号。

²⁰⁷ 同『文化資料室研究紀要』創刊号、1～85頁。

²⁰⁸ 長岡、前掲。

²⁰⁹ 特定重要公文書『公文書館基本構想策定資料 2』。

²¹⁰ 武田、前掲。

²¹¹ 保存期間満了前の公文書が綴られている簿冊を意味する。

²¹² 現用公文書（簿冊）『文化資料室所蔵歴史公文書関係』簿冊整理番号128479、『30年超公文書整理関係（常用）』簿冊整理番号128476、『公文書選別基準・公開基準関係（常用）』簿冊整理番号128480、札幌市総務局行政部公文書館所管。

²¹³ 札幌市長政策室政策企画部政策調整課編『第3次札幌新まちづくり計画（平成23～26年度）』札幌市、2011年、66頁。

同年、「札幌市公文書館整備計画の策定について」²¹⁴が、総務課庶務係により5月9日に起案され、31日に市長まで決裁された。合議は10課に達し、判の数は56個に及ぶ。6月に公表された「札幌市公文書館整備計画」は、1 整備計画の位置付け、2 公文書館の設置、3 公文書館の機能、4 管理運営体制、5 設備の整備、6 関係条例等の整備、7 公文書管理システムの整備、8 今後のスケジュールという目次から成り、開館に向けての具体的な計画が立案されている。「公文書等の管理に関する法律などへの対応や市民自治の推進を目指し、重要な公文書の選別、保存、閲覧等を行う施設として【札幌市公文書館】を設置します。」とあり、公文書館の立地は文化資料室が入居している旧豊水小学校複合施設と決まり、公文書館の開館は平成25年7月と定められた²¹⁵。

平成24年6月13日、管理条例が制定・公布された。公文書管理法等で「特定歴史公文書」とされている、公文書館で永久に保存される公文書に「特定重要公文書」という名称を採用した本条例は、公文書管理法と自治基本条例の影響を受けている。条例の内容や制定経緯については、担当者であった越後・高井の論稿²¹⁶に詳しい。本条例に関連する資料は、まだ公文書館に移管されてきていない。よって、詳細は先行研究に譲り、公文書館に関わる部分の条例の解釈について述べる。制定時、公文書館は設置されていなかったため、開館以来「市長」という文言を、「公文書館」として解釈してきた。具体的には、第2条第5項など特定重要公文書に関する箇所すべてと、第5条第6項の保存期間満了時の協議、同条7項などの移管先としてある「市長」のすべて、第35条の審査請求に係る審議会の調査審議手続き等である。また、第39条の「市長」は総務課又は公文書館と解釈している²¹⁷。以上の解釈から、現在、公文書館では公文書の評価・選別・移管・保存・公開と各課との協議を行っている。

管理条例制定後の平成24年7月、管理条例における公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の部分のみが先行して施行され、審議会が設置された。公文書館開館前である平成24年度の審議会では、公文書の評価・選別を実施するための前提となる公文書の保存期間基準や重要公文書該当基準が主に審議された²¹⁸。この時、公文書館に評価・選別の権限を持たせる必要があることが議論されている（「札幌市公文書管理審議会（第4回）会議録」²¹⁹）。平成25年1月30日に副市長に手交された答申書『札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフサイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について（廃棄の在り方編）』では、「文化資料室のこれまでの選別の経験やノウハウを最大限活用し、効率的な点検方法を確立することを期待する。」²²⁰とされた。

平成25年3月28日、地方自治法が定める「公の施設」とするために館条例²²¹が第1回定

²¹⁴ 現用公文書（簿冊）『公文書館整備計画策定』簿冊整理番号135662、札幌市総務局行政部公文書館所管。

²¹⁵ 札幌市『札幌市公文書館整備計画』2、10、15頁。なお、2023年6月18日現在、札幌市公文書館ホームページ上（<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/documents/seibikeikaku.pdf>）でも公開している。

²¹⁶ 越後、前掲論文。高井、前掲論文、2015年、25～28頁。

²¹⁷ 管理条例の条文は、本誌『札幌市公文書館年報』第10号、令和4年度、2023年、37～44頁を参照。なお、2023年6月18日現在、札幌市公文書館ホームページ上（<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/documents/kanrijourei050401.pdf>）でも公開している。

²¹⁸ 札幌市「公文書管理審議会」（<https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsho/singikai.html>）2023年6月17日閲覧。詳細は、高井、前掲論文、2015年、27～28頁を参照。

²¹⁹ <https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsho/documents/kaigiroku-4.pdf>。2023年6月17日閲覧。

²²⁰ 札幌市公文書管理審議会『答申書 札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフサイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について（廃棄の在り方編）』2013年、2頁。（<https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsho/documents/toushinsho-2.pdf>）2023年6月17日閲覧。

²²¹ 館条例の条文は、本誌『札幌市公文書館年報』第10号、令和4年度、2023年、45～47頁を参照。なお、2023年6月18日現在、札幌市公文書館ホームページ上（<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/documents/>）

例市議会において可決され、制定・公布された（「札幌市公文書館条例の公布について」写²²²）。同年4月1日に、管理条例が施行された。同条例の規程に基づき、2月27日に全部改正された公文書管理規則及び、一部改正された事務取扱規程が同日施行された。全部改正された同規則の第10条移管又は廃棄の定め、第14条保存期間が満了する簿冊の取扱い、第15条保存期間が満了した簿冊等の移管又は廃棄に、同規程の第43条簿冊等の移管に、それぞれ「文化資料室長」という文言があり、これによって、文化資料室による公文書の評価・選別・移管が制度として確立された。また、この時の公文書管理規則の全部改正により、公文書の保存期間区分から永年が廃止され、30年が新設された²²³。これによりすべての公文書が有期限となり、廃棄の際には評価・選別が行われることになった。

文化資料室は、平成24年5月21日から平成25年3月末まで、公文書館開館のための改修工事で一時休館していた²²⁴が、工事が終わり、3月に公文書館システムが稼働し、4月から特定重要公文書の移管作業及び目録修正作業を始めた（「札幌市公文書館条例案の提出について」写²²⁵）。これが、制度に基づいて文化資料室が行う初めての公文書の移管作業であった。4月から5月にかけて文書保存センターや実施機関書庫等から平成24年度に満了した4,846点²²⁶を特定重要公文書として受入れた。データとの突合作業と目録修正・簿冊コードの付与・保存箱への収納と書架への排架等の作業は、7月1日の開館の日に特定重要公文書（公文書館収蔵）目録検索システムの公開が間に合うように進められた²²⁷。

文化資料室は、最初で最後の特定重要公文書移管受入を終えて、平成25年6月30日をもって廃止され、37年間の歴史に幕を閉じた。こうして、7月1日に館条例が施行されて、札幌市公文書館は開館した。

ここで、札幌市公文書館にとって自治体史編纂事業の歴史はどのような意義を持つのか、考えてみたい。1つ目は公文書館の所蔵資料構成へ大きな影響を与えたことである。新札幌市史編集室が設置されていた文化資料室を母体とし、その所蔵資料を大量に引き継いだことで、公文書館は、特定重要公文書の他に一般資料を抱えることとなった。これは、一見すると、総務課の主導による公文書館基本構想において打ち出された、所蔵する資料から「古文書」を除外し、移管公文書を中心とする公文書館というコンセプトとは矛盾するように見える。しかし、「札幌」においては、そもそも自治体史編纂事業と文書館の設置の双方で、市よりも北海道の動きが先行していた。古文書などの原資料は既に道の施設（旧開拓記念館も含む）が所蔵しており、『新札幌市史』編纂事業で収集した資料の大半が複製資料と刊行物だった。そのため、自然と基本構想が意図したように、所蔵する原資料は、札幌市の公文書が中心となった²²⁸。さらに、自治体史編纂事業の経験から始まった試行選別によって、公文書館開館時

kobunshokanjorei.pdf)でも公開している。

²²² 現用公文書（簿冊）『公文書館条例制定・施行』簿冊整理番号154862、札幌市総務局行政部公文書館所管。

²²³ 「札幌市公文書管理規則（平成12年規則第13号）新旧対照表」、〔事務取扱規程 新旧対照表〕札幌市総務局行政部総務課提供。

²²⁴ 同『文化資料室ニュース』第18号、2012年。

²²⁵ 現用公文書（簿冊）『公文書館条例制定・施行』。

²²⁶ 同『札幌市公文書館年報』第1号、平成25年度、2014年、3頁。

²²⁷ 安藤、前掲論文、2014年、3頁。

²²⁸ 札幌市公文書館には、『新札幌市史』編纂事業と歴史的公文書保存事業において収集した私文書を所蔵している。それらの私文書は、管理条例第2条第1項第5号の「法人その他の団体（実施機関を除く。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書で、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈又は寄託を受けた文書」特定重要公文書とする条文を根拠として、現在、随時特定重要公文書へ登録変更している。私文書を特定重要公文書に取り込むという手段を採ること

には特定重要公文書とすべき親組織の公文書のある程度把握できていた。つまり、自治体史編纂事業によって、公文書館開館前から、親組織の公文書に光が当たっていたとも言える。名は体を表す。戸島昭によるアーカイブズ機関の名称による分類によれば「文書館は、設置主体の文書記録と周辺地域の文書記録を対象にして、その廃棄段階で歴史的な価値を評価選別して保存する機関であり、古文書・古記録のもつ歴史的な情報を組織体内外の一般利用者へ提供することを一義的な目標としている制度」であり、「公文書館は、設置主体の公文書等を主対象に絞り込み、その発生段階から系統的に管理する機関であり、組織体の効率的な運営を向上させることが一次的な目標で、時間的な経過のなかで備わる歴史的な利用価値の活用を二次的な目標に位置づけている制度」としている²²⁹。基本構想の理念からいえば、「札幌市文書館」という名称はありえず、「札幌市公文書館」という名称でしかありえなかった。

2つ目は、『新札幌市史』が現在の公文書館の主要業務の羅針盤となっていることである。札幌市公文書館の成立史を振り返ってみると、“公文書中心の公文書館”というコンセプトから、公文書の評価・選別機能は重要な位置を与えられていたことがわかる。『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』では「公文書を評価選別、整理、保存し、一般の利用に供すること（中略）は、公文書館の機能として必須」²³⁰とあり、提言では「評価・選別は公文書館の主たる業務である」²³¹とされた。文化資料室が公文書館の母体となれたのは、試行選別の実績を評価されたこともある。筆者は3年間、札幌市公文書館で奉職し、そのうち2年間を公文書担当²³²として過ごした。その経験から言えば、『新札幌市史』で自治体の歴史を把握することができなければ、公文書を評価・選別することは難しい。これは、利用普及においても同様で、所蔵資料紹介の展示作成やレファレンスにおいても、『新札幌市史』という羅針盤がなければ、遥かに業務が困難になると思われる。『新札幌市史』の刊行の趣旨では「札幌が二十一世紀に向けて発展してゆくための羅針盤としての役割を果たすものと確信する。」²³³とある。少なくとも、札幌市公文書館においては『新札幌市史』は羅針盤の役割を果たしているだろう。『新札幌市史』が存在するということが、公文書館にとっては文化資料室最大の遺産である。

おわりに

札幌市公文書館は、自治体史編纂事業終了の5年後に開館したが、編纂事業終了前から既に公文書館へ移行する動きが見られる。そして、この動きは、長総を振り返ると、自治体史編纂事業を行っていた文化資料室ではなく、全庁の文書管理を所管する総務局によって始められていることが確認できる。長総に公文書館設置調査が盛り込まれた経緯や、機構が異なる総務局行政部総務課と教育委員会文化資料室が接近していった過程など、1990年代については資料が見つかっておらず、詳細はわからない。また、2000年代にターニングポイントとなったのは、『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書』において“文化資

で、「公文書中心の公文書館」というコンセプトとの整合性を図ることができている。また、さらに、文化資料室時代に旧写真ライブラリー資料を移管していたことから、親組織の写真資料を所蔵することにもなった。

²²⁹ 戸島昭「組織体の記録管理」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年、126～127頁。

²³⁰ 同『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』40頁。

²³¹ 同「札幌市公文書館基本構想への提言」7頁。

²³² 札幌市公文書館における公文書の選別・受入統括者。梅藤、前掲論文、『記録と史料』第32号、49、51頁。

²³³ 同『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』創刊号、3頁。

料室母体の公文書館”という案が打ち出されたことと、公文書館基本構想検討委員会設置の準備段階で「歴史的公文書等」が消え「重要な公文書」を中心とした文書管理制度の枠組みでの公文書館制度の発案がなされたことだと考えられる。残念ながら、この間に何があったのかも、資料が見つからずわからない。ただし、アーカイブズを取り巻く時代背景と札幌市の施策から探ることは可能である。

渡辺佳子は平成15年に発表した論文の中で「近年、公文書は国民共有の財産との位置づけのなかで、公文書を公開することにより、その情報をいろんな形で活用しようとする動きが生じてきた。その一つは、現在の行政への住民の積極的な参加を図ろうとする情報公開制度であり、もう一つは、歴史的・文化的価値を有する公文書を保存し、過去の情報の有効活用を図ろうとする公文書館制度である。」²³⁴と述べている。公文書館法は昭和62年に成立し、翌年施行された。公文書館法施行にあたり、内閣官房副長官から各都道府県知事宛てに出された通達「公文書館法施行について」では、公文書は「行政上の観点から重要」と共に「歴史を後代に伝承する資料としても重要」と、2つの観点から重要であるとされている²³⁵。札幌市は、公文書館法施行の同年に情報公開条例を制定している。第3次長総に「公文書館設置調査」と「公文書館の基礎調査」が盛り込まれた90年代とは、公文書の2つの重要性のうち、公文書を「行政上の観点から重要」として市民自治の目的で公開する情報公開条例はあるが、公文書を「歴史を後代に伝承する資料としても重要」という観点から公開する制度はない状態であった。

さらに、2000年代は公文書館というものの概念が変化していった時期でもある。清水恵枝は平成19年に発表した論文で「これまでの公文書館という機関と公文書館が収集対象とする資料は、歴史的・文化的に地域に貢献するものとして位置づけられ、公文書館は文化施設としての機能を果たしてきた。しかし地方分権時代をむかえ、自治体は自ら政策を立案する機会が増え、その内容も責任も大きくなった。そのことで行政と住民の両者間でさらに行政情報を積極的に共有する必要が生じてきた。そのような背景で、公文書館が情報公開制度を補完し、行政の運営の推進を図る役割を担うことが期待される。」²³⁶と公文書館概念の変化を考察している。

札幌市の場合、平成11(1999)年に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)の成立を受けて、情報公開条例を全部改正した。平成12年には「適正な文書管理が、情報公開制度の円滑な運用に不可欠のものであり、市民に対する行政の説明責任を果たすための基礎である以上、文書管理の重要な事項については法規としての性質を有する規則により定めておくことが適切である」として、公文書管理規則を制定した(「札幌市公文書管理規則の制定及び札幌市事務取扱規程の改正について」²³⁷)。公文書管理規則の制定から管理条例の制定と公文書館の開館を、札幌市と市民が行政情報を積極的に共有するための新しい文書管理制度構築による一連の出来事として解釈すれば、歴史性よりも行政性へ重きを置く公文書館が誕生したことも納得できる。平成19年に自治基本条例が施行されたことも後押ししたと思われる。

²³⁴ 渡辺佳子「情報公開制度と公文書館制度—文書のライフサイクルをどう管理するか—」国文学研究資料館史料館、前掲書、上巻、328頁。

²³⁵ 同上、329～330頁。

²³⁶ 清水恵枝「公文書館の概念変化について—歴史資料の保存庫から情報公開の窓口へ—」記録管理学会『レコード・マネジメント』第54号、38頁。

²³⁷ 現用公文書(簿冊)『規則制定原議(1)』簿冊整理番号101305、札幌市総務局行政部法制課所管。

一方、文化資料室側から公文書館の成立過程を見ると、自治体史編纂事業という役目を終えた後に、生き残るために、公文書館の母体となる道を選んだとも解釈できる。ただし、文化資料室収集資料の保存・公開が主目的の公文書館とはならず、新しい文書管理制度の一種である公文書館制度の確立を目的とした公文書館の誕生は、文化資料室による『新札幌市史』編纂終了後の見通しを、遥かに超えたものだったのかもしれない。

それでは、文化資料室は、なぜ公文書館の母体として選ばれたのか。鈴江が「文書館に収蔵すべき重要かつ大量の史料を現実に擁することが、文書館設立の契機になっている例が少なくない。」²³⁸としているように、文化資料室が自治体史編纂事業で収集した大量の資料を擁していたことと、さらに公文書の試行選別と施行選別によって公文書に移管していたことが功を奏したのではないだろうか。文化資料室が廃止前最後に、特定重要公文書の移管受入作業を行っていたことは象徴的である。

札幌市公文書館の誕生は、ポスト自治体史編纂組織という札幌市の都合と全国的な流れである情報公開法以後の新しい文書管理制度の構築が結びついて成立したという点で、2000年代以降の日本のアーカイブズの特徴を備える1つの事例として位置づけることができるのである²³⁹。

本稿は、文献資料調査によって執筆した。聞き取り調査などオーラルヒストリーの手法は用いていない。公文書館開館からまだ10年しか経過していないために、関係者の多くが存命している。オーラルヒストリーの手法を取り入れることで、さらに成立過程についての研究が豊かになるだろう。また、開館から10年しか経っていないことから、本稿では現用公文書も資料とした²⁴⁰。今後、公開の30年ルール（30年原則）²⁴¹によって、特定重要公文書となる資料が増えることを期待している。

²³⁸ 鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、2002年、49頁。

²³⁹ 同時期の日本初の本格的な大学アーカイブズとして設計された京都大学大学文書館の設置も、ポスト年史編纂事業と情報公開制度が接合されて構想されており、設置時より非現用文書の選別・廃棄を担っている。加藤論『大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学—』吉川弘文館、2019年、390～391頁。札幌市公文書館の成立も、京都大学大学文書館の設置と同様の事例として分類できるだろう。

²⁴⁰ 情報提供していただいた札幌市総務局行政部総務課、法制課、公文書館及び市民文化局文化部文化振興課に感謝申し述べる。

²⁴¹ 1968年に国際公文書館会議（International Council on Archives, ICA）は、マドリッドで第6回大会を開催し、アーカイブ記録へのアクセスの自由化に関するセッション決議の中で、「公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間について、文書の作成から公開までの間が30年を超えないものとし、必要な場合は留保事項を設けること。」と勧告し、公開に関しての30年原則は世界的な基準となっている。小原由美子「ICA30年原則制定の背景」国立公文書館、前掲誌、第44号、2011年、54～55、58～59頁。

関連年表

明治2年	1869年		開拓使の設置・札幌本府の建設着手（＝「創建」の起点）
明治30年	1897年	2月	『札幌沿革史』刊行
明治32年	1899年	10月	札幌区に自治制施行
明治44年	1911年	7月	『札幌区史』刊行
大正11年	1922年	8月	市制施行
昭和11年	1936年		桜庭善一郎が市史の編纂に着手。後に日中戦争の勃発で中止
昭和24年	1949年	7月	創建80周年自治50周年記念式典挙行
昭和28年	1953年	2月	『札幌市史 政治行政篇』刊行
昭和29年	1954年	10月	内館泰三死去
昭和30年	1955年	3月	琴似町・札幌村・篠路村と合併
		8月	『札幌市史概説年表』刊行
昭和31年	1961年	10月	『琴似町史』刊行
昭和33年	1958年	4月	『札幌市史 産業経済篇』・『札幌市史 文化社会篇』刊行
昭和41年	1966年	3月	田中潜が市役所を退職
昭和42年	1967年	1月	札幌市立図書館新館開館
		3月	手稲町と合併
		4月	札幌市史編さん委員会設置
昭和43年	1968年	3月	『手稲町誌』上下刊行
		7月	『札幌百年の人びと』刊行
		8月	創建100年記念式典挙行
		9月	「北海道百年」祝典開催
		10月	「明治百年」記念式典挙行
昭和45年	1970年	5月	『札幌百年のあゆみ』・『札幌百年の年譜』刊行
昭和48年	1973年	11月	札幌市資料館開館
昭和51年	1976年	4月	文化資料室開室
昭和52年	1977年	4月	文化資料室が資料館へ移転
		9月	『さっぽろ文庫1 札幌地名考』刊行
昭和54年	1979年	12月	板垣武四市長が市史編纂実施を表明
昭和56年	1981年	4月	新札幌市史編集室設置
		12月	『「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史』創刊
昭和61年	1986年	3月	『新札幌市史』第7巻史料編2刊行
昭和62年	1987年	3月	『新札幌市史』第6巻史料編1刊行
		12月	公文書館法成立
昭和63年			文書管理システム導入
		10月	札幌市情報公開条例制定
平成元年	1988年	3月	『新札幌市史』第1巻通史1刊行
平成3年	1991年	10月	『新札幌市史』第2巻通史2刊行
平成4年	1992年		第3次長期総合計画第2次5年計画に「公文書館設置調査」
平成5年	1993年	4月	札幌市写真ライブラリー開設
平成6年	1994年	3月	『新札幌市史』第3巻通史3刊行
平成8年	1996年		第3次長期総合計画第3次5年計画に「公文書館の基礎調査」。翌年の事業再評価プログラムで先送り
平成9年	1997年	3月	『新札幌市史』第4巻通史4刊行
平成11年	1998年	4月	行政機関の保有する情報の公開に関する法律成立
		12月	札幌市情報公開条例全部改正
平成12年	2000年	2月	『新札幌市史』第8巻Ⅰ統計編刊行
		3月	札幌市公文書管理規則制定
			第4次長期総合計画第1次5年計画に「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査」
平成13年	2001年		試行選別開始
平成14年	2002年	3月	『さっぽろ文庫100 北都、その未来へ』刊行／『新札幌市史』第5巻通史5（上）刊行
		3月	「札幌市及び市民が所有する図書・資料等の収集と保管・公開を行う機能（施設）の整備に関する陳情」提出
平成15年	2003年	3月	「札幌市及び市民が所有する図書・資料等の収集と保管・公開を行う機能（施設）の整備に関する陳情」採択
平成16年	2004年	3月	豊水小学校閉校
		4月	『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』公表
			第4次長期総合計画新まちづくり計画に「歴史的公文書等収集保存事業」
平成17年	2005年	3月	『新札幌市史』第5巻通史5（下）刊行
平成18年	2006年	3月	文化資料室が旧豊水小学校へ移転
		10月	札幌市自治基本条例制定
平成19年	2007年		第4次長期総合計画第2次札幌新まちづくり計画に「公文書館整備基本構想策定」
		4月	文化資料室が教育委員会から総務局へ移管
		8月	第1回公文書館に関する職員研修会（鈴木英一）
		11月	第2回公文書館に関する職員研修会（白木沢旭児）
平成20年	2008年	3月	第3回公文書館に関する職員研修会（大沢徹也）／『新札幌市史』第8巻Ⅱ年表・索引編刊行／「新札幌市史完結記念シンポジウム—史料から歴史を探る—」開催
		7月	公文書館基本構想関係課長会議
		10月	第1回公文書館基本構想検討委員会開催
平成21年	2009年	3月	『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』創刊
		4月	事務分掌規則改正（文化資料室の事務に「移管」が明記）
		6月	札幌市公文書館基本構想への提言／公文書等の管理に関する法律成立
		11月	札幌市公文書館基本構想策定
平成22年	2010年	1月	札幌市写真ライブラリー廃止
		2月	旧写真ライブラリー資料の文化資料室への移管
平成23年	2011年		第4次長期総合計画第3次新まちづくり計画に「公文書館整備事業」
		6月	札幌市公文書館整備計画公表
平成24年	2012年	5月	改修工事のため文化資料室が翌年3月まで休館
		6月	札幌市公文書管理規則制定
平成25年	2013年	2月	公文書管理規則全部改正
		3月	公文書館システム稼働／札幌市公文書館条例制定
		4月	札幌市公文書管理規則施行／公文書管理規則全部改正施行／事務取扱規程一部改正施行
		6月	文化資料室廃止
		7月	札幌市公文書館条例施行／札幌市公文書館開館